

男女共同参画社会の実現をめざして

少子高齢化が進み、経済活動の成熟化など急速に変化する社会状況のなかで、男女がお互いに人権を尊重しつつ、社会の一員として、性別にかかわらずその個性と能力を十分発揮し、喜びを分かち合い責任を担い合う、男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。



わが国では、1999（平成 11）年に男女共同参画社会基本法を制定し、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の社会を決定する最重要課題と位置づけ、男女共同雇用機会均等法や育児・介護休業法などの法整備などが進められてきました。

本市においては、2004（平成 16）年 3 月に一人ひとりがその人らしく生きる社会をめざして「さくらい男女共同参画プラン 21」を策定し、市民一人ひとりがあらゆる分野で、個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし取り組んでまいりました。「基本法」の制定から 16 年。女性の社会進出、社会的活躍も目立つようになりましたが、性別による固定的な役割分担意識が根強く残っているのが現状で、それぞれの分野において意思決定に関わる女性が未だに少なく、女性の参画が十分に進んだとは言えない状況です。

また、近年、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、地域や家族形態の変化など、社会を取り巻く環境は急速に変化しています。

このような社会状況のなか、本市においても男女共同参画の推進に総合的、計画的に取り組むため、「第 2 次さくらい男女共同参画プラン 21」を策定いたしました。

今後とも、男女共同参画社会の実現に向けては国、県、市が連携を密にし、それぞれの立場でその役割を果たしながら施策の推進を図っていくことが肝要であります。行政だけでなく市民の皆さまの主体的、積極的な取り組みこそ、その着実な推進、実現につながるものであると考えておりますので、なお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、計画策定にあたり、アンケートにご協力をいただいた市民の皆さま、ご審議いただいた桜井市人権審議会委員ならびに、ご意見やご協力をいただいた桜井市男女共同参画推進ネットワーク会議運営委員の皆さま、関係者の皆さまに深く感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

桜井市長 **松井 正剛**

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 桜井市の特徴とまちづくり	1
2. 計画策定の趣旨	6
3. 国や県の動向	7
4. 計画の位置づけと期間	9
5. 計画の策定体制	10
第2章 計画の基本的な考え方.....	11
1. 基本理念	11
2. 計画の基本的な視点	12
3. 基本目標	13
4. 重点的な取り組み	14
5. 計画の体系	18
第3章 計画の内容.....	20
基本目標1 人権尊重と協働を大切にする人づくり	20
基本目標2 男女がともに個性と能力を発揮できる環境づくり.....	29
基本目標3 誰もが安全にいきいきと暮らせる社会づくり	35
第4章 計画の推進.....	41
1. 推進体制の整備	41
2. 協働による取り組みの推進	41
3. 国・県等関係機関との連携	41
4. 計画の進行管理および評価	42
資 料 編.....	43
用語の解説	43
プラン策定経過	47
桜井市人権審議会委員名簿	48
男女共同参画社会基本法	49
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	53
奈良県男女共同参画推進条例	60

第 1 章 計画策定にあたって

1. 桜井市の特徴とまちづくり

(1) 歴史・文化遺産に恵まれたまち

本市は、奈良盆地の東南部に位置し、古くは「やまとはくにのまほろば」とうたわれた「ヤマト」の地域です。日本の政治、社会の歴史の舞台となった桜井には、史跡や文化財が数多くあり、市民の大きな誇りとなっています。

大和青垣国定公園など豊かな自然環境に恵まれ、多種多様な動植物が生息・生育してきました。また、中世以降、庶民の伊勢詣などを契機として、街道沿いに発達した本市の発展の歴史を示す、歴史的な町並みが受け継がれています。近年では、歴史的な景観等の保全が市民協働により進められています。

(2) 「観光・産業創造都市」

～人と人とのつながりから、新たな歴史がはじまるまち～

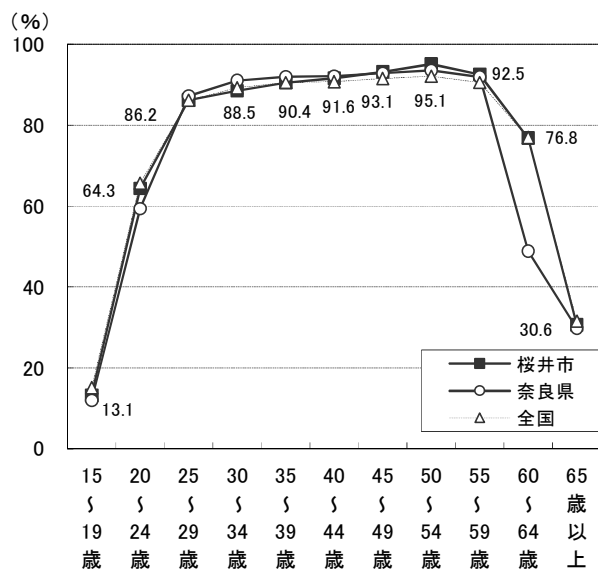
本市で古代より培われてきた歴史・文化・食・産業・営みなど、地域資源のよさを生かして、積極的な観光・産業振興を図ることで、新たな活力と新たな文化、そして地域の誇りを生み出すまち、「観光・産業創造都市」を将来都市像に掲げた取り組みが進められています。

平成 22 年の国勢調査から就労状況を見ると、20～60 歳代では男性より女性で労働力率が低くなっています。さらに女性では、いずれの年代においても全国に比べて割合が低く、子育て期にあたる 30 歳代前半で低下し、その後上昇する“M字カーブ”を描いています。また、非正規労働者（労働者派遣事業所の派遣社員、パート・アルバイト・その他）の割合は 35.5%と約 3 分の 1 であり、女性でその割合が 57.4%と高くなっていることから、男女間の給与水準の格差も懸念されます。

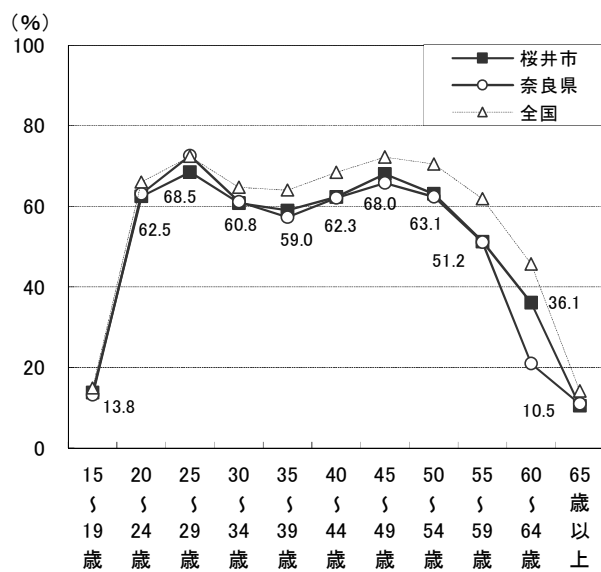
産業構造をみると、本市では全国や奈良県と比較して、第 2 次産業の割合が高く、第 3 次産業の割合が低くなっています。産業大分類別の就業者数については、第 2 次産業では製造業の割合が高く、男性では約 2 割と他業種と比較して高くなっています。一方、女性は卸売業、小売業や医療、福祉が高くなっており、また、宿泊業、飲食サービス業に従事する人は男性より女性で多くなっています。

第 1 次、第 2 次産業の弱体化や団塊の世代の大量退職による技術の空洞化、労働力人口の減少が懸念されるなか、市が今後、観光の活性化を地域産業再生のきっかけとしていくためには、安定的な雇用環境を整備するとともに、女性の就労拡大が重要となっています。観光・産業分野で男女共同参画が進むことで、多様な経験や価値観が反映され、これまでになかった新しい市場の開拓が期待されます。

■男性の年齢階層別労働力率

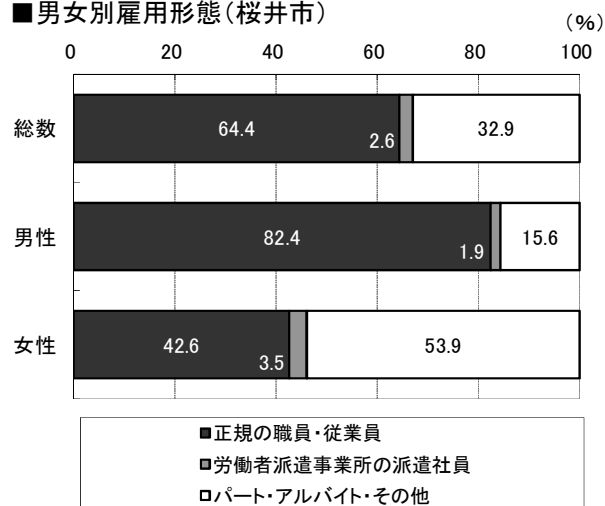


■女性の年齢階層別労働力率

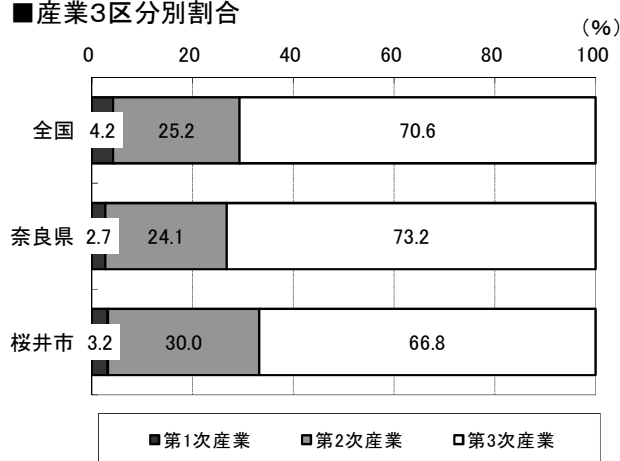


資料：国勢調査 2010（平成22）年 値は桜井市

■男女別雇用形態（桜井市）



■産業3区分別割合



資料：国勢調査 2010（平成22）年

■産業大分類別就業者数(桜井市)

		総数		男性		女性	
		就業者	割合	就業者	割合	就業者	割合
		25,162		14,501		10,661	
第1次 産業	農業、林業	710	2.8%	490	3.4%	220	2.1%
	漁業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
第2次 産業	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	建設業	1,877	7.5%	1,634	11.3%	243	2.3%
	製造業	4,704	18.7%	3,221	22.2%	1,483	13.9%
第3次 産業	電気・ガス・熱供給・水道業	159	0.6%	133	0.9%	26	0.2%
	情報通信業	360	1.4%	271	1.9%	89	0.8%
	運輸業、郵便業	1,291	5.1%	1,116	7.7%	175	1.6%
	卸売業、小売業	5,020	20.0%	2,448	16.9%	2,572	24.1%
	金融業、保険業	717	2.9%	323	2.2%	394	3.7%
	不動産業、物品賃貸業	389	1.6%	268	1.8%	121	1.1%
	学術研究、専門・技術サービス	601	2.4%	411	2.8%	190	1.8%
	宿泊業、飲食サービス業	1,261	5.0%	470	3.2%	791	7.4%
	生活関連サービス業、娯楽業	908	3.6%	396	2.7%	512	4.8%
	教育、学習支援業	1,161	4.6%	525	3.6%	636	6.0%
	医療、福祉	2,881	11.5%	672	4.6%	2,209	20.7%
	複合サービス事業	192	0.8%	121	0.8%	71	0.7%
	サービス業(他に分類されないもの)	1,594	6.3%	1,083	7.5%	511	4.8%
	公務(他に分類されるものを除く)	988	3.9%	736	5.1%	252	2.4%

資料：国勢調査 2010（平成 22）年 総数には「分類不能の産業」を含んでいない

(3) 市民と行政の協働によるまちづくり

市民一人ひとりのライフスタイルや価値観が多様化するなか、求められる公共サービスのすべてを行政のみで提供することが難しくなっています。また、核家族化や個人主義、非定住化が進み、これまでの家庭や近所のつながり、助けあいといったものが大きく変わり、世代間交流の場も少なくなり地域におけるつながりなども薄れてきました。本市でも全国、奈良県と同様、核家族化が進行しており、母子世帯や父子世帯も増加しています。

市民にとって暮らしやすいまちづくりのためには、市民と行政がお互いの立場を理解し、信頼しあいながら対等なパートナーシップを構築し、地域課題の解決などに取り組んでいくことがますます重要となっています。

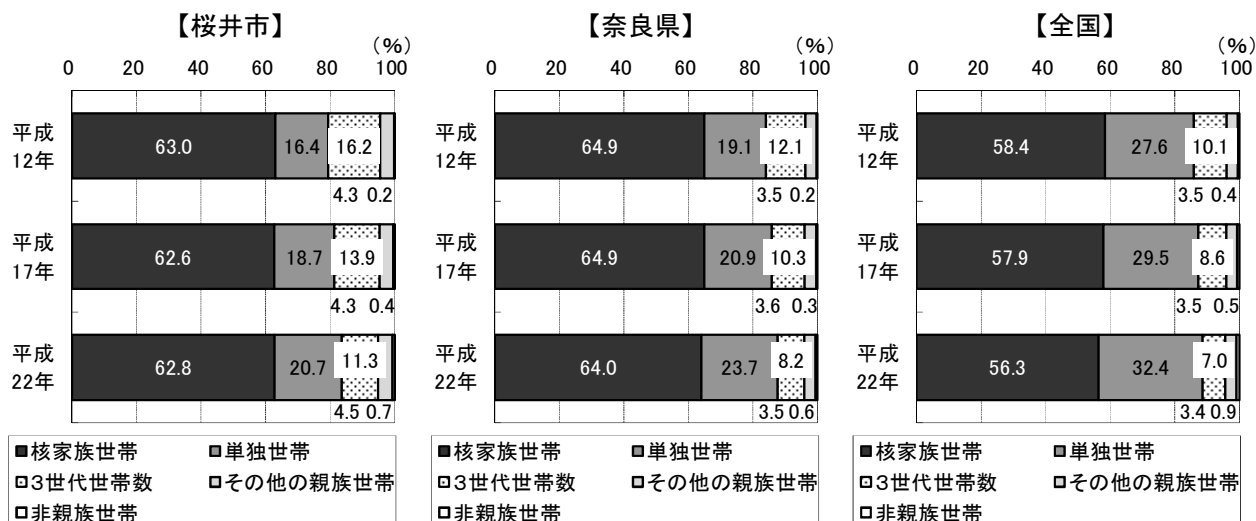
そこで、本市では「第5次桜井市総合計画」において「協働によるまちづくり」を大きなテーマに掲げ、それを受けて協働によるまちづくりを進めていくための基本的な考え方を示した「桜井市協働推進指針」を策定しました。

地域では自治会や民生児童委員等が中心となった小学生の登下校時の見守りや高齢者世帯への声かけ、また、社会福祉協議会が中心となった幅広い福祉ボランティア活動が行われています。こうした地域活動や協働の方針決定過程の場では、多様な視点から検討することが必要不可欠です。しかし、審議会における女性委員割合や自治会長の女性割合は、本市では奈良県や全国市町村平均を下回っており、男女の意見が対等に反映されているとは言い難い状況です。一方、行政における管理職の女性在職状況は全国市町村平均を上回っていることから、あらゆる分野の行政施策に男女の視点を盛り込み、地域や事業者等の方針決定過程の場に、女性の参画が進むよう働きかけることが求められます。

桜井市における“協働”とは ～桜井市協働推進指針より～

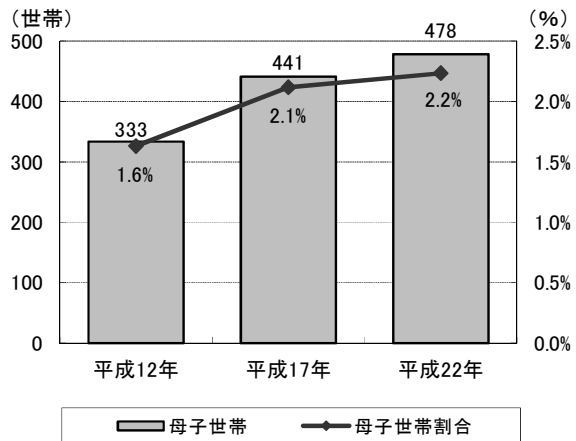
公共の主体である市民、行政それぞれが責任をもって行動するとともに、相互に力を出し合い将来像の実現をめざしていく行動のあり方のこと

■一般世帯における世帯類型別割合の推移

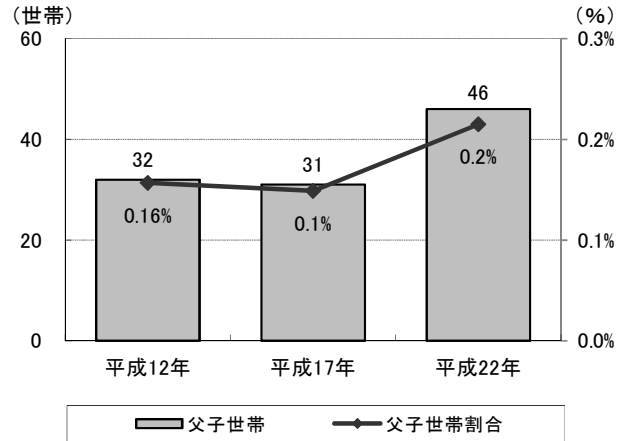


資料：国勢調査

■母子世帯の状況(桜井市)

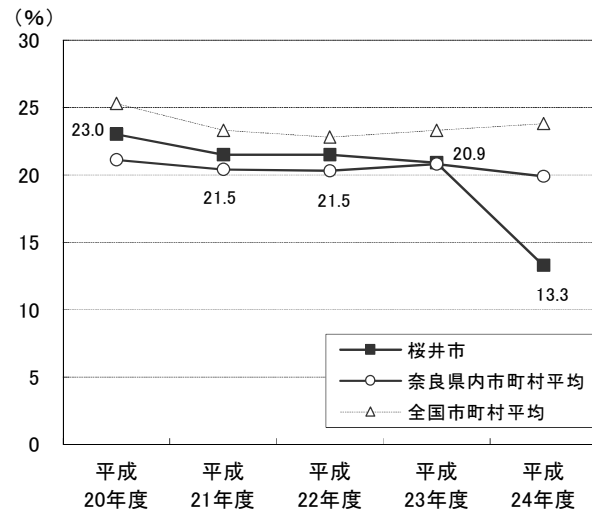


■父子世帯の状況(桜井市)

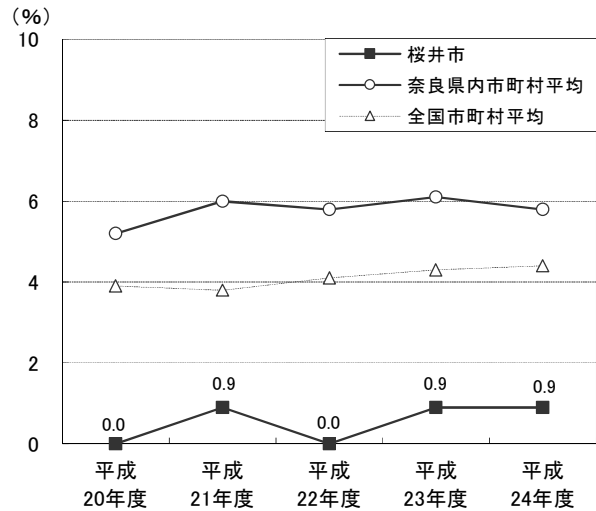


資料：国勢調査

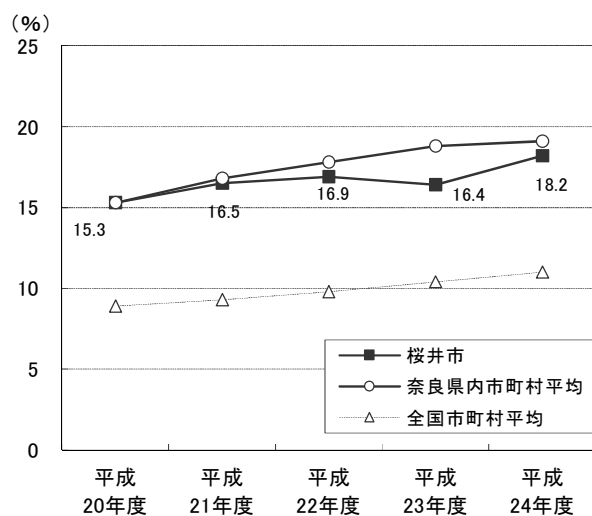
■審議会等における女性の登用状況



■自治会長における女性の登用状況



■管理職(課長補佐級以上)の女性の在職状況



資料：奈良県「なら男女GENKIプランの推進状況(年次報告書)」、

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」 値は桜井市

（４）市民が主体的に男女共同参画に取り組むまち

本市では、女性団体で構成される女性問題啓発推進委員会が 1984（昭和 59）年 7 月に設置され、家庭の教育力の推進を図るとともに、研修や意見交換を実施し、男女共同参画の実現をめざして取り組んできました。その後、2002（平成 14）年には有識者や団体代表者等からなる桜井市人権審議会や、庁内組織である桜井市人権政策推進本部内に男女共同参画部会が設置されました。2004（平成 16）年 3 月には「さくurai 男女共同参画プラン 21」（以下、「前回計画」という。）を策定し、一人ひとりがその人らしく生きる社会をめざし、啓発や講演会への参加促進、女性相談を実施してきました。さらに、前回計画策定時に設置された桜井市男女共同参画計画策定委員会は、策定後は桜井市男女共同参画推進ネットワーク会議として活動しており、男女共同参画に関する講演会や啓発活動に取り組んでいます。

このように、男女共同参画の取り組みは市民団体の主体的な活動のもと進められてきましたが、団体の構成員が固定化する傾向にあることから、市民に広く男女共同参画意識の浸透や、固定的な性別役割分担意識の払拭を図るとともに、推進体制の整備・活性化を進めることが重要です。

2. 計画策定の趣旨

少子高齢化の急速な進展や人口減少社会の到来、経済の低成長化やグローバル化の進展などの経済環境変化により、社会は大きな転換期を迎えています。これからの時代を豊かで活力ある確かなものとしていくためには、さまざまな社会的基盤や資源を活用するとともに、その質的向上に向けた取り組みが不可欠です。

このような状況下で、男性も女性も、仕事と家庭生活を両立しながら安心して暮らすことができ、それぞれの力を十分に発揮するための基本となる男女共同参画社会の実現は、本市のまちづくりにとっても重要な課題となっています。

しかし、日々の生活のなかでは、無意識のうちに「男だから」「女だから」という性別の違いによって、生き方や考え方の幅を狭めてしまうことが多くあります。

本当に豊かな社会を実現するためには、性別による固定的役割分担意識にとらわれず、男女がお互いに尊重しあい、生きがいと誇りをもち、支えあい、利益も責任も分かちあいながら、社会のあらゆる分野に参画し、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮していくことが大切です。

前回計画を策定してから 10 年が経過し、計画期間が終了すること、そして、東日本大震災を機に防災分野での男女共同参画を取り入れることなど、新たな課題も出てきたことから、計画の見直しが必要となりました。これまでの取り組みの成果を発展・継承しつつ、「第 2 次さくurai 男女共同参画プラン 21」（以下、「本計画」という。）を策定し、総合的・計画的に施策を推進していきます。

3. 国や県の動向

(1) 国の動き

「パートタイム労働法」の改正

パートタイム労働者にとってより働きやすい雇用環境を整備するため、2007(平成 19)年、「短時間労働者の雇用管理の改善などに関する法律(パートタイム労働法)」が改正され、短時間労働者を対象とした通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保、通常労働者への転換の推進などが盛り込まれました。

「仕事と生活の調和憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定

2007(平成 19)年、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。各々のライフサイクルやスタイルに応じて個性と能力を生かす仕事と生活の調和の推進が、人口減少時代の労働力確保や、人材活用の観点からも一層注目され、内閣府は 2008(平成 20)年を「仕事と生活の調和元年」と位置づけ、「カエル! ジャパン」をキャッチフレーズとしたキャンペーンを開始しました。

「女性の参画加速プログラム」の策定

2008(平成 20)年、さまざまな分野での女性の参画拡大のさらなる戦略的な取り組みのために「女性の参画加速プログラム」が策定され、仕事と生活の調和の実現、女性の能力開発・能力発揮に対する支援の充実、意識の改革が、基本的方向として掲げられました。

「次世代育成支援対策推進法」の改正

2008(平成 20)年、子どもたちの育成と仕事が両立できる職場環境づくりをさらに進めるため、次世代育成支援対策推進法が改正されました。改正により、一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象が、従業員数 101 人以上の企業に拡大されました。

「育児・介護休業法」の改正

2009(平成 21)年、「育児休業、介護休業など育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」が改正され、短時間勤務制度や所定外労働免除の義務化、子の看護休暇制度の拡充、父親の育児休業取得促進などの法整備が行われました。

「DV防止法」の改正

2007(平成 19)年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が改正されました。これにより保護命令の対象拡充、接近禁止命令の拡充など、被害者支援の充実が図られました。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(DV基本計画)」の策定および配偶者暴力相談支援センターの設置が市町村の努力義務とされました。

さらに、2013（平成 25）年の改正では、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力およびその被害者についても、配偶者からの暴力およびその被害者に準じて法の適用対象とされることとなり、法律名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（改正DV防止法）」に改められました。

「第3次男女共同参画基本計画」の策定

2010（平成 22）年、「女性の活躍による経済社会の活性化」「男性、子どもにとっての男女共同参画の推進」などの 15 項目を重点分野とする「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画の策定

2012（平成 24）年、女性の活躍によって我が国の経済再生を図るため、①男性の意識改革、②思い切ったポジティブ・アクション（積極的改善措置）、③公務員からの率先した取り組みの3つを柱とした「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～が取りまとめられました。

「すべての女性が輝く社会づくり本部」の設置

2014（平成 26）年、さまざまな状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、社会の活性化につながるよう、内閣に、すべての女性が輝く社会づくり本部が設置されました。

（2）奈良県の動き

「なら男女GENKIプラン（奈良県男女共同参画計画 第2次）」の策定

「奈良県男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、男女がお互いに大切なパートナーとして思いやり、ともに心豊かな生活をおくることができる社会の実現をめざして、2006（平成 18）年度～2015（平成 27）年度までを計画期間とした計画が策定されました。また、2011（平成 23）年度には後期5か年の目標が見直されました。

「奈良県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」の策定

DVの被害者や子どもたちが、安心かつ安全に暮らせる社会をめざして、DVを防止していくための施策を積極的に推進し、DVを許さない社会づくりを進めていくため、2006（平成 18）年3月に「奈良県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」が策定され、2013（平成 25）年3月には第3次計画が策定されました。

「子育て女性就職相談窓口」の設置

働きたい、働き続けたい女性をサポートするために「子育て女性就職相談窓口」を2014（平成 26）年3月に設置し、就職相談から職業紹介までワンストップの就労支援が開始されました。

4. 計画の位置づけと期間

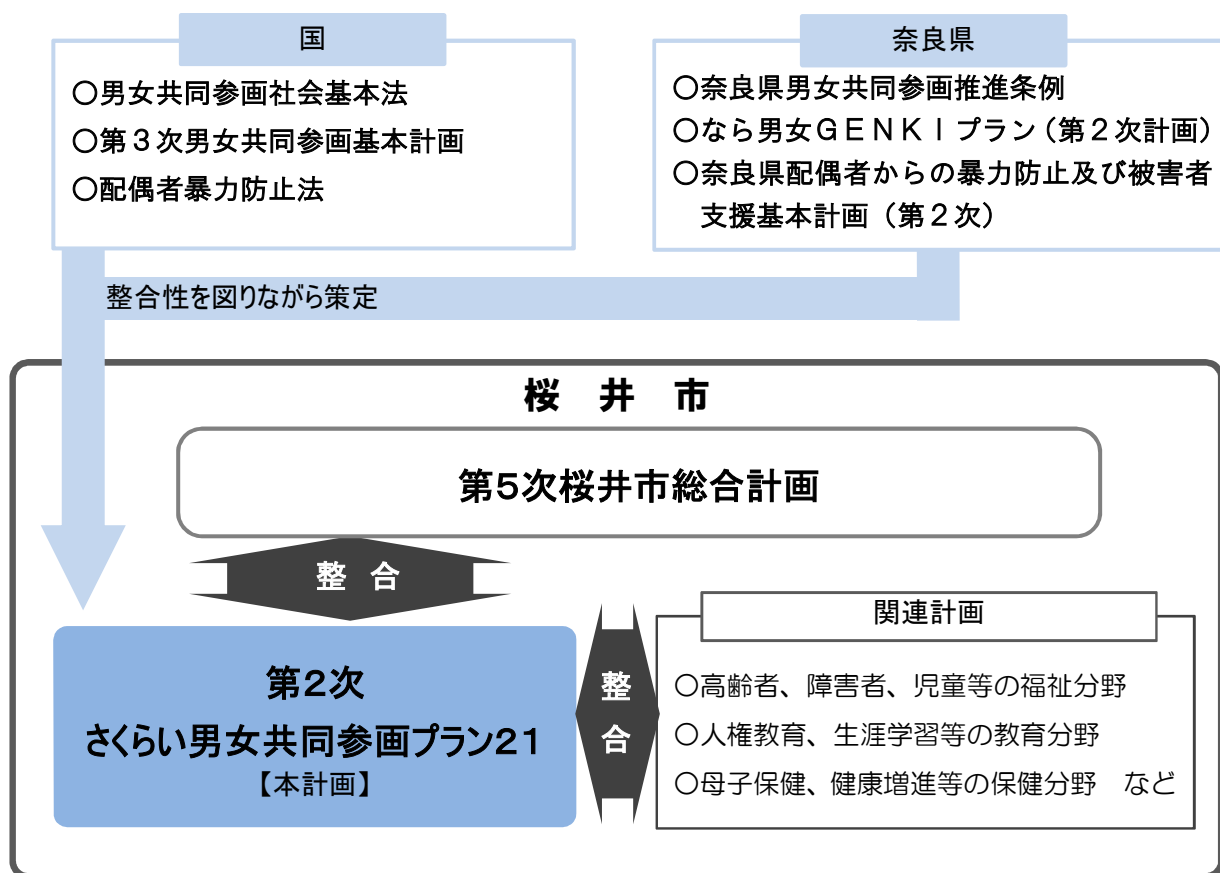
本計画は、社会のあらゆる分野で男女の平等を具体化する取り組みである男女共同参画を推進していくための総合的な計画として、桜井市が実施すべき施策の基本的な方向や内容を明らかにしたものです。

また、「男女共同参画社会基本法」第14条に定められた「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。策定にあたっては、国の「第3次男女共同参画基本計画」「配偶者暴力防止法」および「なら男女 GENKI プラン（奈良県男女共同参画計画 第2次）」を勘案しています。

さらに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（改正DV防止法）」第2条の3に定められた「市町村基本計画」として位置づけます。

あわせて、「第5次桜井市総合計画」や関連計画との整合性を図りました。

計画期間は、2015（平成27）年度から2024（平成36）年度までの10か年とします。ただし、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。



5. 計画の策定体制

(1) 桜井市男女共同参画推進ネットワーク会議等における検討

本計画の策定にあたっては、総合的な観点からの検討および市民参画による計画づくりが必要です。そのため、関係団体などの代表から構成される桜井市男女共同参画推進ネットワーク会議や桜井市人権審議会、庁内の男女共同参画社会づくりに関わる施策や事業を担う課から選出された桜井市人権政策推進本部男女共同参画部会において、男女共同参画推進における課題や今後の方向性を協議しました。

(2) 桜井市男女共同参画に関する市民意識調査等の実施

計画策定にあたり、基礎資料とするため「桜井市男女共同参画に関する市民意識調査」を2013（平成25）年12月に実施し、満20歳以上の方の男女共同参画に対する考え方や意識などの実態を把握しました。また、男女共同参画に関係する各組織の活動状況や要望、今後の取り組みに対する意向等を把握し、計画づくりの参考とするため団体調査を実施しました。これらの調査結果にみられる課題と解決策をもとに、今後の施策を検討し、計画を策定しました。

■市民意識調査の配布・回収状況

調査地域	調査対象者数(配布数)	回収数	回収率
市内全域	3,000	1,548	51.6%

■団体調査の回収状況

ボランティア団体、自治会、商工会、PTA協議会、校区人権教育推進協議会等、13団体

(3) 市民意見の反映

広く市民や地域の意見を本計画に反映するため、本計画を策定する過程で、市内で活動する団体に対して意向等を調査するとともに、計画案をホームページ上などで公開し、パブリックコメントを行い、広く意見の収集に取り組みました。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、誰もが自分の個性と能力を発揮していくことは、一人ひとりがいきいきと幸せに暮らせることにつながると同時に、市全体の活力になります。「第5次桜井市総合計画」で示されている課題や目標像を踏まえ、男女が対等なパートナーとして人権を尊重し、共同して家庭・学校・地域・職場などあらゆる分野に参画していく社会の実現をめざして、基本理念を次のように定めます。

男女がともに尊重しあう
人にやさしいふれあいのまち

2. 計画の基本的な視点

本計画を策定するにあたり、以下の5つの基本的な視点により取り組みを進めます。

視点1 人権の尊重

男女が互いにその人の人権を尊重しあい、あらゆる場において男女の人権が尊重される社会の実現をめざします。

視点2 性別役割分担意識への気づき

人権教育を重視することにより、制度や慣習など、あらゆる分野における性別役割分担意識への気づきを促し、男女共同参画の視点に立った行動を定着させます。

視点3 意思決定過程への女性の参画の促進

女性が自分自身で生活や生き方を選択・決定することができ、さまざまな段階の意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をつける取り組みにより、これまで女性が少なかった分野にも積極的に女性の参画を進めます。

視点4 市民協働による推進

女性と男性はもちろん、市民と行政などさまざまな形の協働により、総合的に男女共同参画を推進します。

視点5 働く場における男女共同参画の推進

行政や企業が主体的に管理職への女性の登用などを積極的に行うことで、社会や職場の意識を変え、一人ひとりがもつ能力を十分に発揮できる実質的な男女平等を実現します。

3. 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、基本的な視点を踏まえ、基本目標を掲げます。

基本目標１ 人権尊重と協働を大切に作る人づくり

市民一人ひとりが男女共同参画についての正しい理解と認識を深め、男女共同参画の視点を意識しながら行動します。

また、さまざまな分野で多様な価値観と発想を取り入れ、政策や方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、地域防災など、女性の参画の拡大が望まれている分野における女性活用を推進します。

さらに、互いの性についての認識を深め、身体の違いを十分に理解し、相手に対する思いやりをもちながら、性差や年代に応じた心身の健康づくりを充実していきます。

基本目標２ 男女がともに個性と能力を発揮できる環境づくり

一人ひとりがもつ個性や能力が十分に発揮できるよう、雇用機会の均等や待遇の平等化などを進め、就業環境の整備を促進します。

また、個々の意欲と能力を活かしてさまざまな活動に参加していけるよう、家族が協力して家事・育児・介護に参画し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できるよう取り組みます。

基本目標３ 誰もが安全にいきいきと暮らせる社会づくり

男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶し、男女の人権が尊重されるまちづくりを進めるため、本計画では、「改正DV防止法」の「市町村基本計画」を兼ねることとし、DV防止と被害者の保護・自立に向けた支援の一体的な推進に努めます。

また、男女がいつまでもいきいきと暮らせるよう、社会全体で子育てや介護を支える環境づくりを促進します。さらに、ひとり親家庭や高齢者、障害のある人など、さまざまな立場や家族形態にある人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、能力や意欲を発揮して社会参画し、自立した生活が送れる社会をめざします。

4. 重点的な取り組み

男女共同参画の実現に向けた取り組みは、広範多岐にわたるものであり、どの事業を行うにあたって男女共同参画の視点をもって進めていく必要がありますが、計画の進捗を押し量る指標として、重点的な取り組みを設定し、男女共同参画の推進状況を把握します。

重点1 地域活動の方針決定過程への男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現には、個人の生活を取り巻く身近な場での意識の変化や女性の参画による課題解決が重要となります。人々の暮らしの場である地域には、いまだに固定的な性別役割分担意識が根強く残り、意思決定に関わる役職の多くが男性に偏っているなどの現状があります。そこで、地域団体等の意思決定過程への女性の参画を促し、男女がともに暮らしやすい地域づくりの促進を図るとともに、市民活動における経験を、地域全体の方針決定過程の場でも生かすことができるよう、人材育成に取り組みます。

少子高齢化の急速な進行、単身世帯の増加などにもない、地域課題が複雑さを増す一方で、活動の担い手の高齢化や固定化が指摘されています。地域のさまざまな課題の解決に向け、男女がお互いに尊重し合いともに支え合うコミュニティを構築するため、地域課題に対応した男女共同参画の視点からの情報発信や啓発、市民活動支援等を一層推進していきます。

市が重点的に取り組む施策

具体的施策	重点的な取り組み内容
性別による 固定的な 役割分担 意識の見直し のための啓発	①男女共同参画意識の浸透をめざして、広報において定期的な情報提供を行います。（人権施策課） ②図書館において、男女共同参画に関するテーマで蔵書を紹介するなど、人権に関する啓発を行います。（社会教育課）
	活動指標 ①広報における男女共同参画に関する情報提供の実施回数 年 10 回以上 【実績：平成 26 年度 6 回】 ②図書館における男女共同参画に関する蔵書紹介の実施回数 年 2 回以上 【実績：平成 26 年度 1 回】
	成果指標 「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識に否定的な意識をもつ人の割合の増加〈市民意識調査〉 【参考】平成 25 年度 53.5%（男性 51.1% 女性 57.1%） ※「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の合計

具体的施策		重点的な取り組み内容	
市民活動への支援と協働	①校区人権教育推進協議会や桜井市男女共同参画推進ネットワーク会議等が開催する講座やシンポジウム、イベントを支援し、参加者数の拡大をめざします。（人権施策課） ②地域活動において、男女共同参画の視点から地域の課題解決やまちづくりに取り組むことができるよう啓発や学習の機会を提供します。（市民協働課）		
	活動指標	①校区人権教育推進協議会や桜井市男女共同参画推進ネットワーク会議等が開催する講座やシンポジウム、イベントの参加者数 年 300 人以上 【実績：平成 26 年度 200 人】 ②桜井市市民活動交流拠点運営協議会の開催回数 年 12 回以上 【実績：平成 26 年度 12 回】	
	成果指標	市政や地域における決定事項に女性の意見や考えが反映されていると感じている人の割合の増加〈市民意識調査〉 【参考】平成 25 年度 15.9%（男性 21.0% 女性 12.0%） ※「十分反映されている」「ある程度反映されている」の合計	

市民、地域、事業者の役割

- 市民は、地域の生活課題に目を向け、さまざまな地域活動に取り組みましょう。
- 市民は、男性も女性もともに市政に関心をもち、意見反映の機会や場に積極的に参画しましょう。
- 地域団体などにおいては、さまざまな世代が集まる場などで男女共同参画に関する身近なテーマで話し合ってみましょう。
- ボランティア団体やNPO活動団体は、相互に連携・協力し、地域の課題やまちづくりに積極的に関わりましょう。
- 事業者は、企業の地域貢献としてボランティア休暇制度導入や企業ボランティア活動に取り組みましょう。

重点2 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組み

仕事に追われ心身の疲労から健康を害しかねない、仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。男女がともに、仕事・家庭生活・地域生活など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる社会づくりが必要であり、そのためには働く世代の男女が互いに尊重し合いながら仕事と生活の調和を図ることが求められています。

男性も直面する家事・子育てや介護の課題を解決し、長時間労働の抑制や働き方の見直し、女性も働きやすい家庭環境づくりを進めていくために、積極的に家庭内のコミュニケーションをとるための支援や、男女共同参画に対する男性の理解に向けた取り組みを市が関連機関等と連携して進めます。また、企業の実態を把握し、企業に向けての啓発を進めるなど男性の理解に向けた取り組みを一層推進していきます。

市が重点的に取り組む施策

具体的施策	重点的な取り組み内容	
家庭生活への男女共同参画の促進	①県が発行するワーク・ライフ・バランス推進マニュアルやセミナーを紹介し、市内事業所での活用を推進します。（商工振興課）	
	②特定事業主行動計画に基づき、市職員のワーク・ライフ・バランスの実現をめざします。	
	活動指標	①県が発行するワーク・ライフ・バランス推進マニュアルやセミナーを紹介した市内事業所数 年 43 事業所以上 【実績：平成 26 年度 43 事業所】 ②平成 31 年度の市職員の育児休業等の取得率 男性 10%、女性 100%
	成果指標	家庭生活のなかで男女の地位が平等になっていると感じている人の割合の増加〈市民意識調査〉 【参考】平成 25 年度 37.0%（男性 45.7% 女性 30.5%）
男性の意識の変革と生活自立	①家事や子育てに関する教室への男性の参加を促進します。（人権施策課）	
	活動指標	①家事や子育てに関する教室への男性参加者数 年 150 人以上 【実績：平成 26 年度 100 人】
	成果指標	家事（子育てや介護を含む）にかかわる時間が「ない」と回答する男性の割合の減少〈市民意識調査〉 【参考】平成 25 年度 平日 32.3% 休日 21.3%

市民、地域、事業者の役割

- 市民は、性別に基づく固定観念にとらわれない労働観や職業観を養いましょう。
- 市民は、家庭内の仕事と生活の調和の実現をめざして、家族で育児や家事に協力して取り組み、子育て支援や介護保険サービス等の事業を活用しましょう。
- 事業者は、「パートタイム労働法」や「改正育児・介護休業法」などに基づき、働きやすい職場づくりに努めましょう。
- 事業者は、女性の職域拡大や格差是正に向けて、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の取り組みを進めましょう。

重点3 DV防止対策の充実・強化

DV被害の未然防止および被害者保護のためには、市民がDVについての正しい知識をもち、行動することが不可欠であるため、効果的な啓発・学習機会の提供等を実施するとともに、予防の観点から若年層への啓発を推進します。

また、DV被害者の保護については、配偶者暴力相談支援センター（奈良県中央こども家庭相談センター）など関係機関と連携し、被害者のさまざまな状況を踏まえて、より円滑な安全の確保を行う必要があります。

なお、潜在している被害者も多いと推測されることから、相談窓口のさらなる周知と相談機能の一層の充実に努めるとともに、関係部署と連携することにより被害者の早期発見と生活支援や心のケアなどDV被害者の立場に立った対応に努めていきます。

市が重点的に取り組む施策

具体的施策	重点的な取り組み内容	
男女間のあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成	①DVやデートDVに関する啓発を行い、認識や理解を深めるとともに、もし周囲で気になる人がいれば、声をかけるなどの支援にもつなげていけるよう働きかけます。（人権施策課）	
	活動指標	①DVやデートDVに関する啓発回数（イベント、チラシ等） 年 10 回以上 【実績：平成 26 年度 5回】
	成果指標	配偶者や交際相手から暴力を受けたことがある人の割合の減少〈市民意識調査〉 【参考】平成 25 年度 23.3%（男性 14.4% 女性 30.2%） ※「何度もあった」「1、2度あった」の合計
DV被害者に対する相談業務等の充実	①DVに関する相談窓口を周知し、誰もが相談しやすい環境づくりを進めます。（人権施策課） ②家庭児童相談員等と密接な連携を図り、早期発見・早期対応につなげます。（児童福祉課）	
	活動指標	①DVに関する相談窓口の情報提供媒体数（HP、広報、店舗等） 年 100 か所以上 【実績：平成 26 年度 35 か所】 ②要保護児童対策協議会等、関係者が集まる連携会議の実施回数 年5回以上 【実績：平成 26 年度 2回】
	成果指標	DV被害者のうち、相談したかったが、相談しなかった人の割合の減少〈市民意識調査〉 【参考】平成 25 年度 13.1%（男性 8.2% 女性 15.0%） ※「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の合計

市民、地域、事業者の役割

○市民は、暴力は人権侵害であり、犯罪にもつながるという認識をもちましょう。

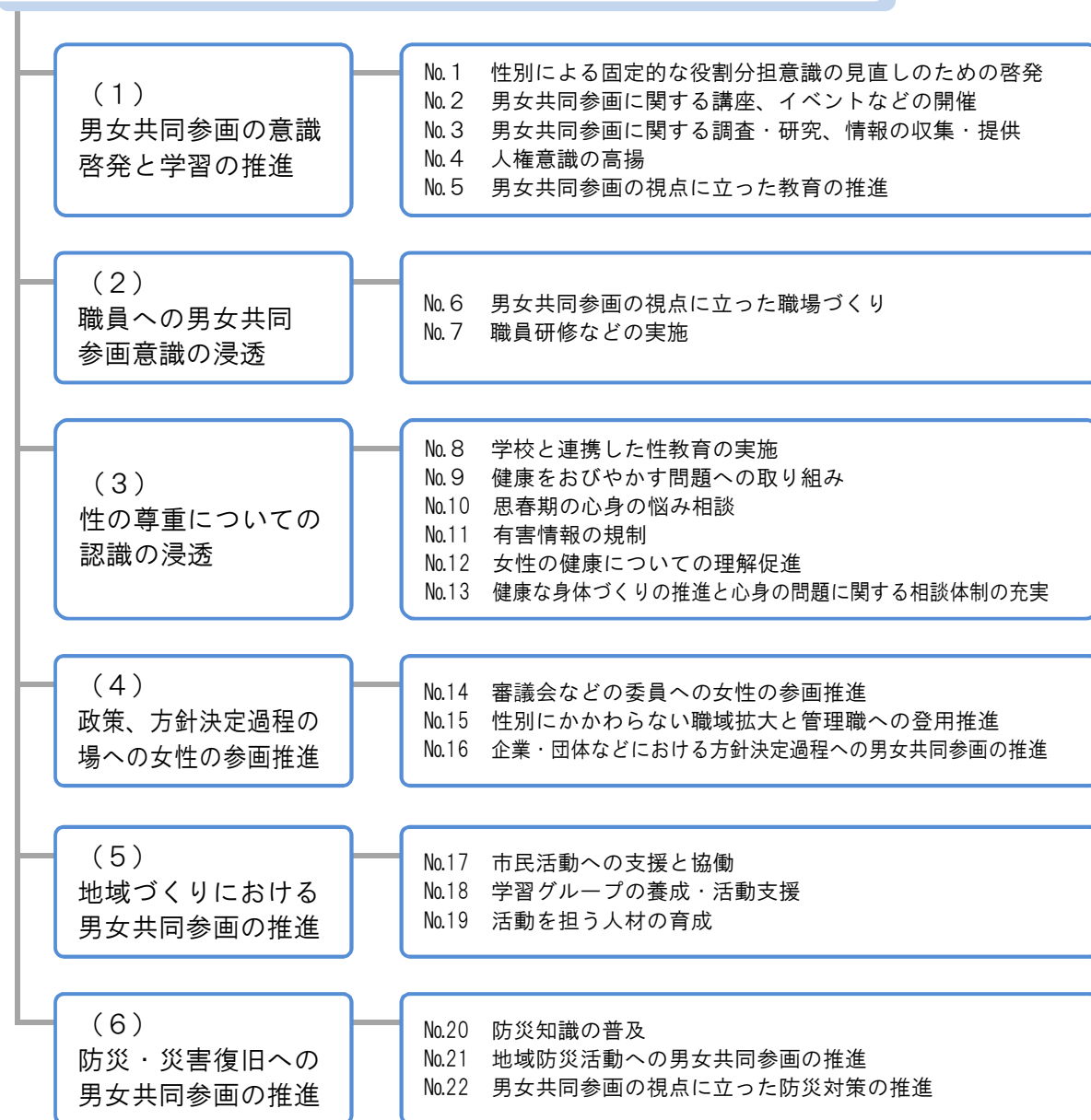
○市民は、DV被害者から相談を受けた場合、市役所や県などの専門の相談窓口相談するように助言しましょう。

○市民は、DV被害を受けたら、ひとりで悩まずに相談窓口を利用しましょう。

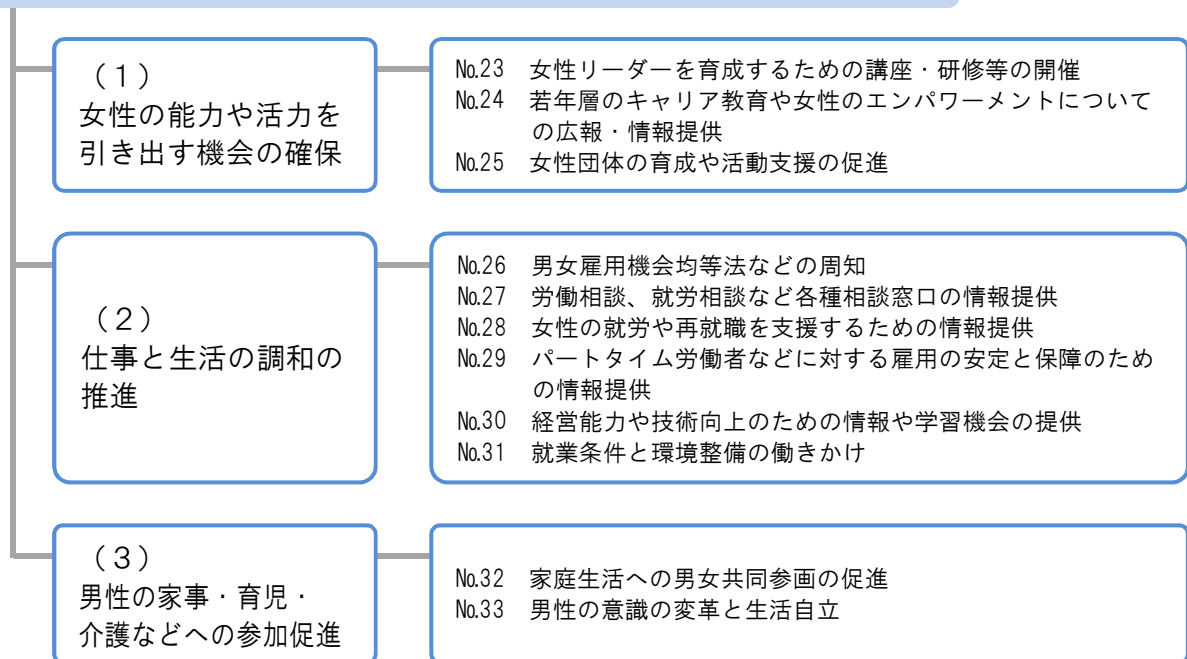
○地域福祉に関わる人は地域にDVをはじめ児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の被害者がいないか見守り意識をもち、DV被害者の立場に立った支援に協力しましょう。

5. 計画の体系

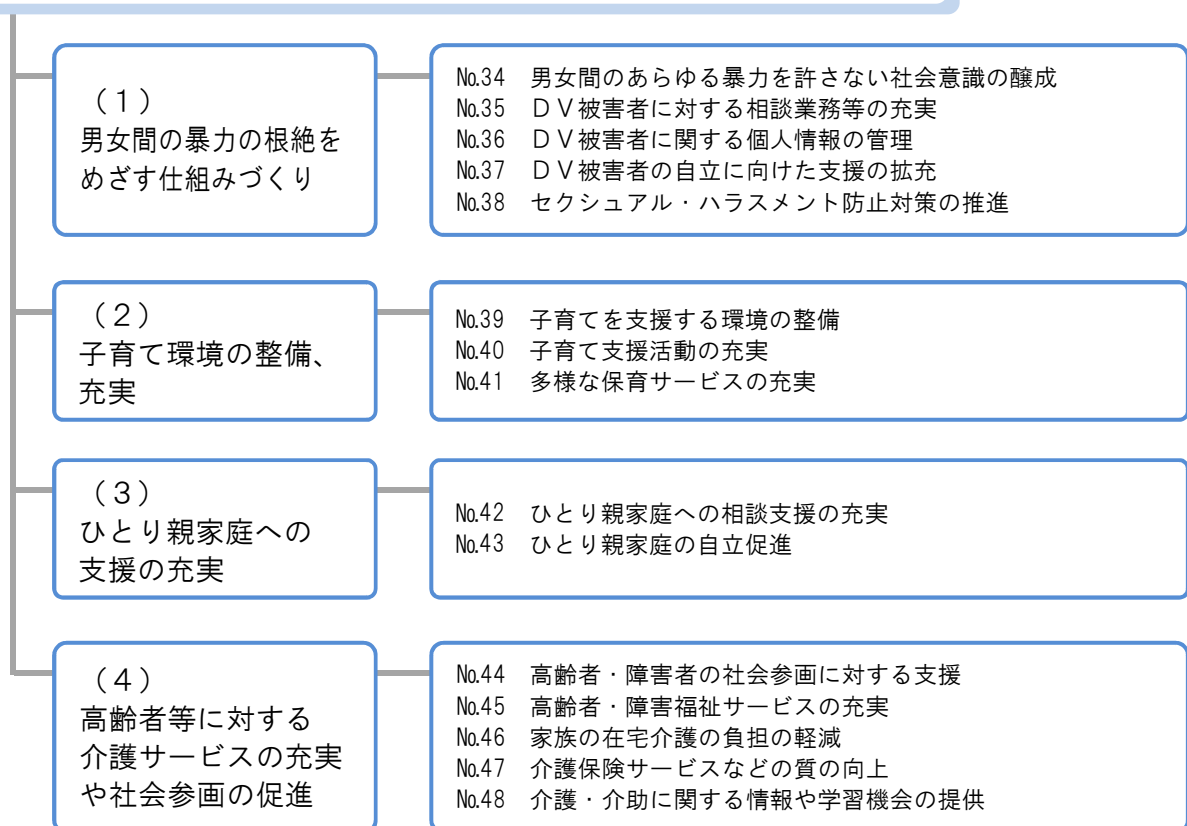
基本目標1 人権尊重と協働を大切にする人づくり



基本目標２ 男女がともに個性と能力を発揮できる環境づくり



基本目標３ 誰もが安全にいきいきと暮らせる社会づくり



第3章 計画の内容

基本目標1 人権尊重と協働を大切にする人づくり

男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、自らの意思によってあらゆる分野へ参画を進めていくためには、市民一人ひとりに男女共同参画社会についての正しい理解が根づき、男女共同参画社会の実現に向けて行動できることが大切です。

性別によって役割を固定化する考え方は、長い時間を経て形成されたもので、時代とともに変わりつつあるものの、すぐに払拭することは難しいといえます。そのため、男女共同参画に関する認識が深まるよう、広報・意識啓発を積極的かつ継続的に展開することが不可欠です。また、家庭教育、学校教育および社会教育のあらゆる分野において、個人としての尊厳を大切にする人権意識を浸透させる教育・学習も重要です。

子どもたちへの教育については、性別役割分担意識にとらわれることなく学び、職業を選択し、性の尊厳を理解してお互いを思いやることができるよう、男女共同参画の視点に立った教育を推進することが求められています。

また、市民の身近な生活に深く関わりをもつ市政において、政策・方針など意思決定の場に男女がともに参画することは、全市的な男女共同参画社会の推進を図る基盤となります。特に、女性の参画が少ない分野に、女性の視点や発想を取り入れることで、活動内容の幅が広がることが期待されます。政策・方針決定過程への女性の参画を拡大することで、市のすべての施策に多様な価値観と発想を取り入れるとともに、性別に関わらず、能力に応じた委員委嘱、管理職への登用がなされるよう、全庁的な男女平等意識の普及・啓発を進めていくことが求められています。

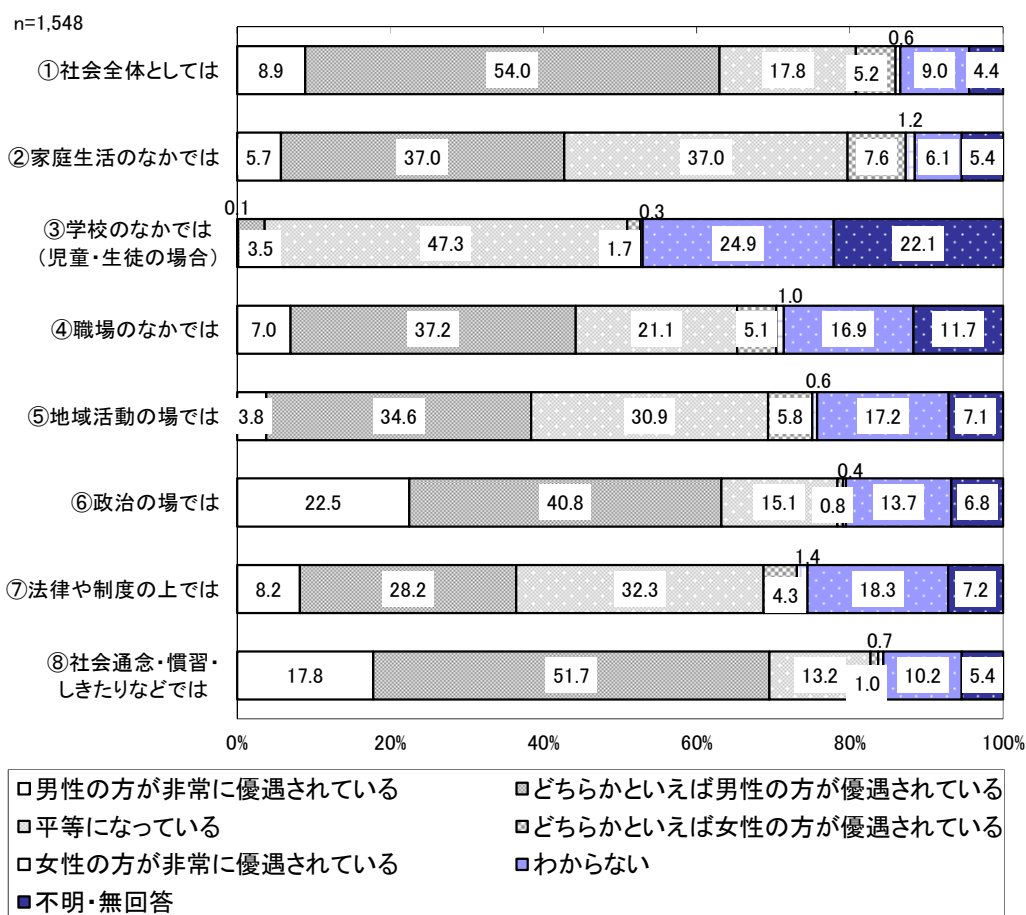
さらに、地域活動の活性化や、多様な地域課題を解決する地域力の向上のためには、地域活動や団体活動において男女共同参画を促進していくことが重要です。しかし実際には、働く男性は女性と比較して地域活動への参加が少なく、一方で、役職者には男性が多いという現状があります。また、活動主体が女性であるにも関わらず、夫など、男性の名前で地域活動などに登録する女性が多いという課題もあがっています。

地域等で活躍できる女性の育成を図るとともに、働く男女がともに地域活動に参画できるような仕組みづくりを進めていく必要があります。

このような現状や課題に対して、取り組む施策は以下の6つです。

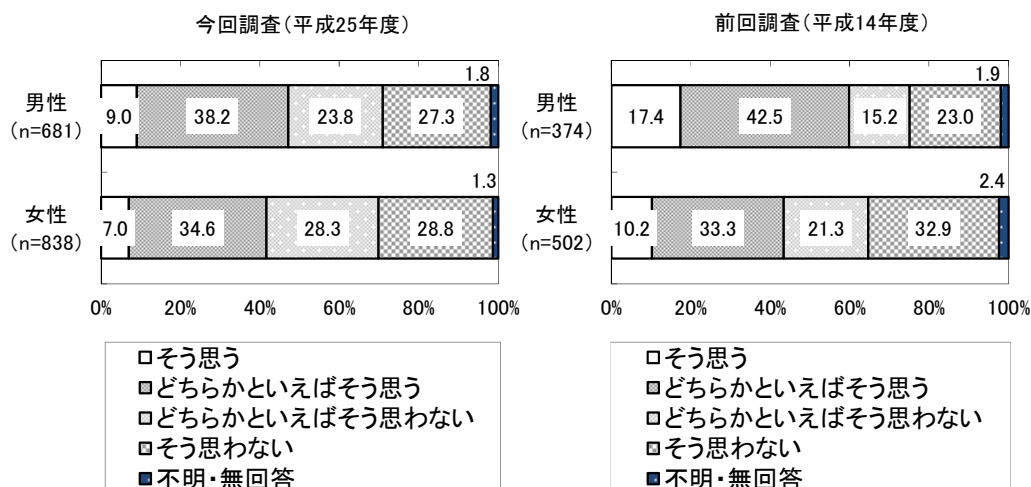
- (1) 男女共同参画の意識啓発と学習の推進
- (2) 職員への男女共同参画意識の浸透
- (3) 性の尊重についての認識の浸透
- (4) 政策、方針決定過程の場への女性の参画推進
- (5) 地域づくりにおける男女共同参画の推進
- (6) 防災・災害復旧への男女共同参画の推進

■あなたは次のような分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。（平成 25 年度市民意識調査）



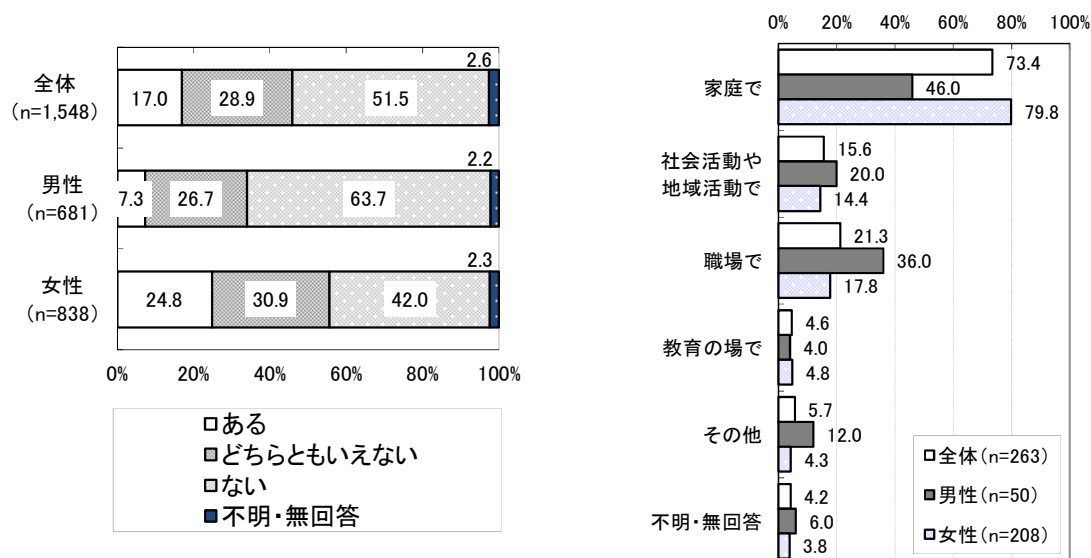
- ・学校教育の場の男女の不平等感はありません
- ・政治の場、社会通念・慣行等において男女の不平等を感じている人が多い

■「男は仕事、女は家庭」という考え方をどう思いますか。（平成 25 年度、平成 14 年度市民意識調査）



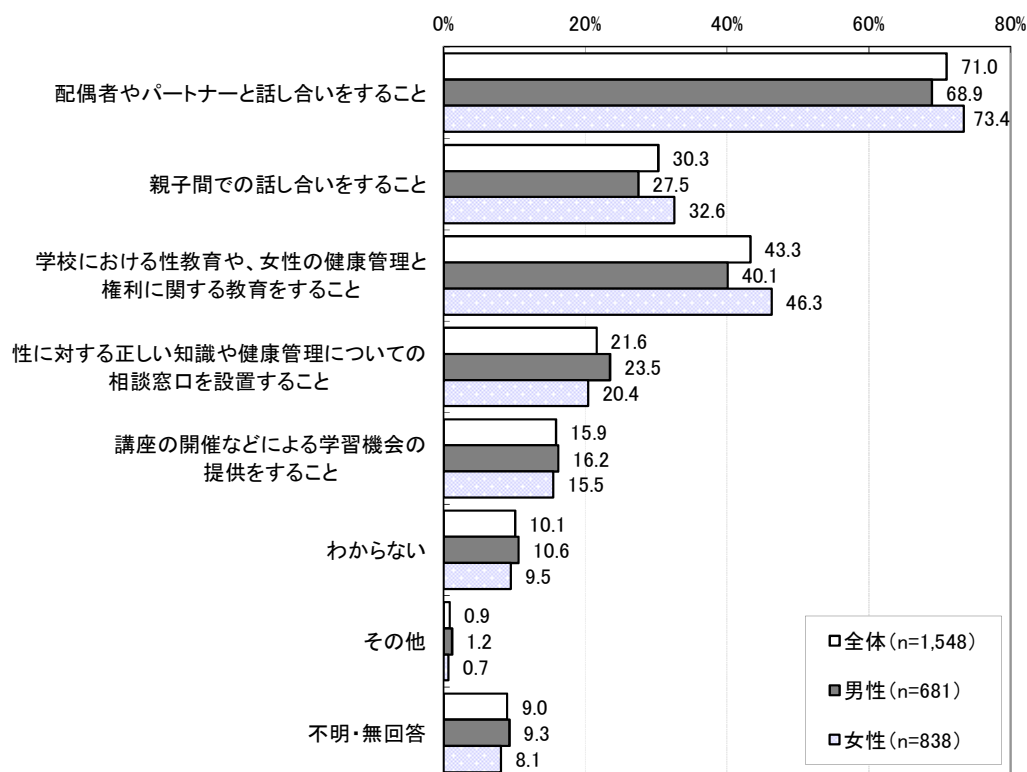
- ・固定的な性別役割分担意識に否定的な考えをもつ人が増加している

■ 固定的な性別役割分担の考え方が生き方を制限したり、負担であると感じたことはありますか。(左グラフ)
 それがあったと感じた場合はどこですか。(右グラフ) (平成 25 年度市民意識調査)



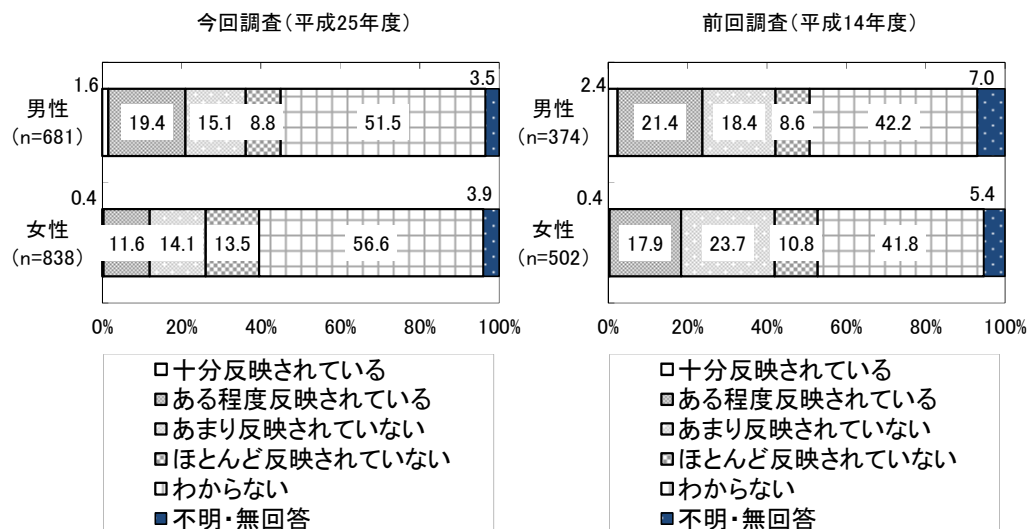
・固定的な性別役割分担の考え方が生き方を制限したり負担となった経験は男性より女性で多く、特に家庭での経験が多くなっている

■ あなたは妊娠や出産、不妊、避妊、更年期、性感染症など女性の健康と権利について、男女が理解し合うためには、どのようなことが大切だと思いますか。(平成 25 年度市民意識調査)



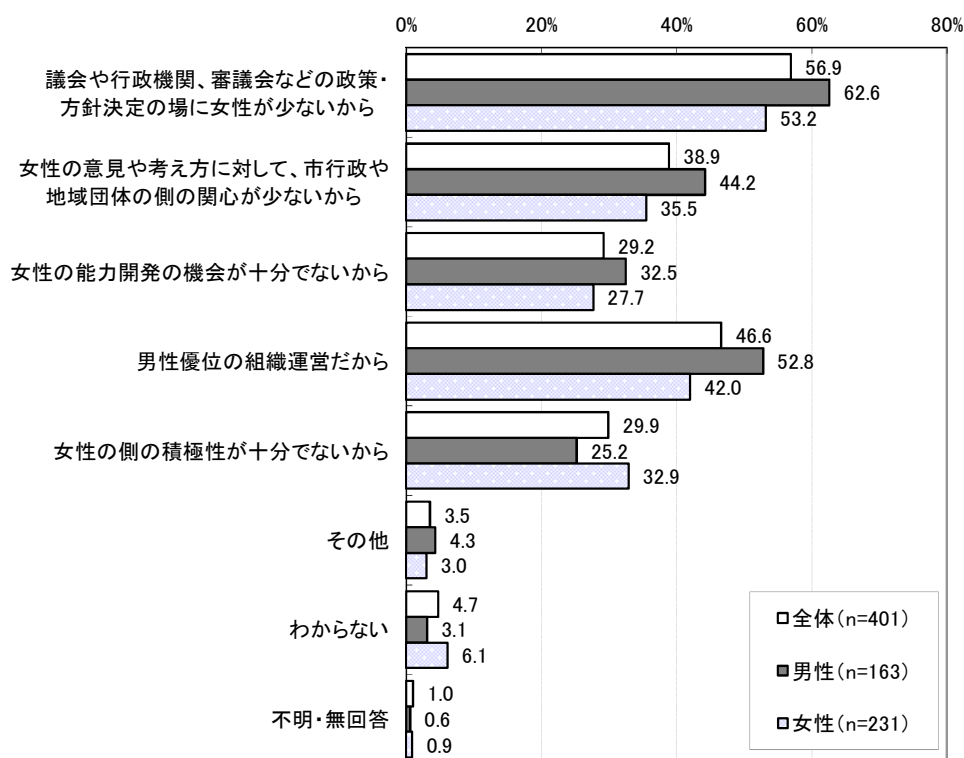
・女性の健康と権利について、男女が理解し合うために大切なこととして、配偶者やパートナーとの話し合いの他に、学校等での教育も重要視されている

■桜井市の市政や地域における決定事項に女性の意見や考えが、どの程度反映されていると思いますか。
(平成 25 年度市民意識調査)



- ・市政や地域で女性の意見が反映されていると実感できている人は減少している
- ・わからないとの回答割合が高く、市政や地域への関心が減少していることがうかがえる

■女性の意見が反映されていないのは、主にどのような理由からだと思いますか。(平成 25 年度市民意識調査)



- ・反映されていない理由として議会・行政機関等の方針決定の場に女性が少ないことや男性優位の組織運営に問題があると考えている人が多くなっている

(1) 男女共同参画の意識啓発と学習の推進

No	具体的施策	内 容	主な担当課
1	性別による固定的な役割分担意識の見直しのための啓発	○広報紙やホームページ、啓発冊子など、市が発行する刊行物を通じて社会通念・慣行・しきたりなどを見直すきっかけとなるような広報・啓発に努めます。 ○住民が自発的・積極的に参画できるよう、校区人権教育推進協議会が提供する啓発内容の充実を支援します。 ○市の刊行物等において、性別による固定的な役割表現や性差別的な表現がないか、あるいは結果的にこれを容認する表現になっていないかを点検します。	人権施策課 総務課 児童福祉課 健康推進課
2	男女共同参画に関する講座、イベントなどの開催	○県や各種団体が主催する男女共同参画に関する講座やシンポジウム、イベント、セミナーなどに市民の参加を呼びかけます。 ○あらゆる立場の男女が参加できる時間帯やテーマ設定、乳幼児一時預かりなどに配慮した講座を充実します。	人権施策課 児童福祉課 健康推進課
3	男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集・提供	○男女共同参画に関する資料、情報を収集し、研究するとともに市民への情報提供に努めます。 ○意識調査を定期的に行い、市民の意識・実態の変化を経年的に把握し、その結果に基づいた施策の展開を図ります。	人権施策課
4	人権意識の高揚	○広報や啓発冊子などを通じて、性別や子ども・高齢者・障害のある人・外国人住民などに関する幅広い人権尊重意識の啓発に努めます。	人権施策課
5	男女共同参画の視点に立った教育の推進	○学校行事等、男女がともに協力することを体感する機会を充実させます。 ○情報を選択したり、理解する能力を高めるため、メディア・リテラシーに関する教育、学習機会を充実させます。 ○学校生活全般を通じ、一人ひとりが自己のあり方や生き方、家庭生活や社会参画について自ら考える機会を提供します。 ○保育や学校行事および家庭教育学級を通じ、教育講演会の実施や、保護者や地域の人に対する男女共同参画の理念の普及に努めます。	児童福祉課 学校教育課 社会教育課

(2) 職員への男女共同参画意識の浸透

No	具体的施策	内 容	主な担当課
6	男女共同参画の視点に立った職場づくり	○社会制度や慣行にとらわれることなく、男女がともに働きやすい職場づくりを推進するために、育児休業・介護休業を取得しやすい体制づくりに努めるなど、仕事と家庭生活の両立を推進します。	人事課
7	職員研修などの実施	○男女共同参画意識の向上を図るため、ステップアップ研修、能力向上研修などにより、職員への啓発を推進します。 ○行政改革プロジェクトにおいて積極的な意見交換を行い、男女の視点による政策立案に努めます。 ○学校教育に携わる職員が、男女共同参画の理念を理解し、意識を高め、教育に反映できるよう、体系的な研修を計画的に実施します。	人事課 行政経営課 学校教育課

(3) 性の尊重についての認識の浸透

No	具体的施策	内 容	主な担当課
8	学校と連携した性教育の実施	○学習指導要領に基づき、発達段階に応じた生命と人権を大切にする性教育の推進を図ります。 ○思春期の中学生等を対象に、乳児とのふれあい体験を行い、命の尊さを学ぶ機会をつくり、将来親になる意識を育みます。 ○エイズや性感染症の正しい知識を身につけることができるよう、学習環境の充実や普及・啓発を推進します。	児童福祉課 健康推進課 学校教育課
9	健康をおびやかす問題への取り組み	○各関係機関との連携のもと、喫煙、過度の飲酒、薬物乱用や薬物依存による身体への影響についての指導や啓発に努めます。	健康推進課 社会福祉課
10	思春期の心身の悩み相談	○養護教諭を中心に、スクールカウンセラーや生徒指導等が個別指導や教育相談を行うなど、性の不安や悩みに対する相談に応じ、子どもたちの性への健全な態度を培うように努めます。	健康推進課 学校教育課
11	有害情報の規制	○学校等においてインターネット上の有害情報の取り扱いにかかる啓発・指導を行います。 ○青少年に悪影響を及ぼす有害図書等の回収を実施します。 ○カラオケ、レンタルビデオ店等の出店場所や青少年の集まりやすい場所の実態を把握し、指導を強化します。	学校教育課 社会教育課
12	女性の健康についての理解促進	○妊娠・出産期の女性の健康についての理解促進のため、妊婦への情報提供の充実や、より効果的な周知方法を検討します。 ○健康教育、健康や性に関する相談、訪問指導などの保健事業の充実に努め、生涯を通じた健康づくりを支援します。 ○乳がん、子宮がんなどの女性特有の健康課題や、更年期障害などの加齢による健康問題についての正しい知識などの情報提供を行います。	健康推進課
13	健康な身体づくりの推進と心身の問題に関する相談体制の充実	○男女が生涯にわたって心身ともに健康に過ごせるよう、健康診査や検診の受診を促進し、また、性差に応じた相談、支援に努めます。 ○健康づくりのための運動教室・栄養教室・健康相談などを定期的に実施します。 ○食生活改善推進員などの活動を通じ、地域の食育を推進し、食による健康づくりをめざします。	健康推進課

(4) 政策、方針決定過程の場への女性の参画推進

No	具体的施策	内 容	主な担当課
14	審議会などの委員への女性の参画推進	○審議会委員などの選出方法の見直しを行い、男女双方の意見が反映されるよう、女性委員比率の向上をめざします。	全課
15	性別にかかわらず職域拡大と管理職への登用推進	○研修などへの参加を促進し女性職員の昇任、管理職登用への関心を高めるとともに職域の拡大を図ります。	人事課
16	企業・団体などにおける方針決定過程への男女共同参画の推進	○企業における女性の能力開発や職域の拡大に向けて、啓発に努めます。 ○各団体、グループなどの活動の方針決定過程へ女性が参画できるよう働きかけます。	人権施策課 市民協働課 商工振興課

(5) 地域づくりにおける男女共同参画の推進

No	具体的施策	内 容	主な担当課
17	市民活動への支援と協働	○校区人権教育推進協議会や桜井市男女共同参画推進ネットワーク会議等が開催する講座やシンポジウム、イベントなどを支援します。 ○自治連合会、校区人権教育推進協議会等の地域団体に対し、講師派遣や情報提供、相談などの支援を行い、男女がともに協働できる地域での体制づくりを推進します。 ○環境・防犯・防災などの地域課題に対し、性別にとらわれることなく多様な考え方が活かされるよう地域への働きかけを行います。 ○男女共同参画の視点に立った地域おこし、まちづくり、観光、歴史・文化を通じた地域経済活性化等の推進を図ります。	人権施策課 危機管理課 市民協働課 観光まちづくり課
18	学習グループの養成・活動支援	○男女共同参画の取り組みが進むよう、学習の機会や情報提供を通じて各種団体・グループの活動を支援します。 ○男女共同参画推進に関する活動を行うグループや団体の交流を促し、情報や活動のネットワーク化を促進します。	人権施策課 市民協働課
19	活動を担う人材の育成	○育成講座などを通して、男女共同参画の啓発を担う人材を養成します。 ○ボランティアセンターや指導者バンクの活用を促進し、防災や防犯、子育て、介護等について知識や経験のある人が地域で活躍できる知識循環型社会をめざします。 ○男女共同参画に興味関心はあっても、サークル活動や地域活動への参加経験のない人が、気軽に講座や活動に参加できるような機会を提供します。	人権施策課 市民協働課 社会教育課

(6) 防災・災害復旧への男女共同参画の推進

No	具体的施策	内 容	主な担当課
20	防災知識の普及	○地域防災計画に基づき、男女のニーズの違いに配慮した防災知識の普及に努めます。 ○女性の視点等にした震災復旧・防災対策に関する広報啓発の実施を行います。	人権施策課 危機管理課
21	地域防災活動への男女共同参画の推進	○自主防災組織・自治会などの地域コミュニティが防災に果たす役割は大きいことから、固定的な性別役割分担意識を見直し、女性リーダーの育成など、積極的に女性の参画を促し、地域防災力の向上に努めます。 ○女性のニーズを反映した避難所の運営体制や災害用備蓄物資の整備に努めます。 ○災害ボランティアコーディネーターの養成を推進し、地域防災活動を強化します。	人権施策課 危機管理課
22	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	○防災対策の立案については災害時に援護が必要な人の視点に立ち、さまざまな角度から対策を講じます。 ○復旧業務体制については、男女共同参画の視点に立った対応ができるよう取り組みます。	人権施策課 危機管理課

基本目標 2 男女がともに個性と能力を発揮できる環境づくり

少子高齢化、経済のグローバル化の急速な進展とともに、人口減少時代を迎えて、活力ある社会を実現するためには、個人がさまざまな可能性をもって自ら選択でき、その能力を最大限に発揮できる環境づくりが重要です。

個人が充実した人生をおくるためには、生涯のライフステージに応じた選択により、仕事や家庭、地域や趣味の活動等をうまく調和させることが必要ですが、現実と理想にギャップを抱えている人が多い状況です。特に、現状では長時間労働等により、地域活動やボランティアなどの市民活動、自己啓発の場に参加できないばかりか、心身が疲労する状況もみられ、その影響が家庭や地域社会にも及んでいます。

また、共働き世帯が増加し、労働ニーズが多様化するなど、男女の働き方も大きく変化するなかで、依然として女性が家事などの責任を担う場合が多いものの、結婚や出産後も継続して働いたり、子どもが成長してから再就職したりすることを希望する女性は少しずつ増えています。一方で、積極的に家事や育児、地域活動等へ参加したいという男性もいます。

こうしたことから、男女がともに自分らしい生き方を選択でき、あらゆる年代において、仕事と生活が両立できる社会とするためには、長時間労働の抑制や柔軟な働き方への対応など、働き方の見直しを含む「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」をさらに推進していくことが不可欠です。

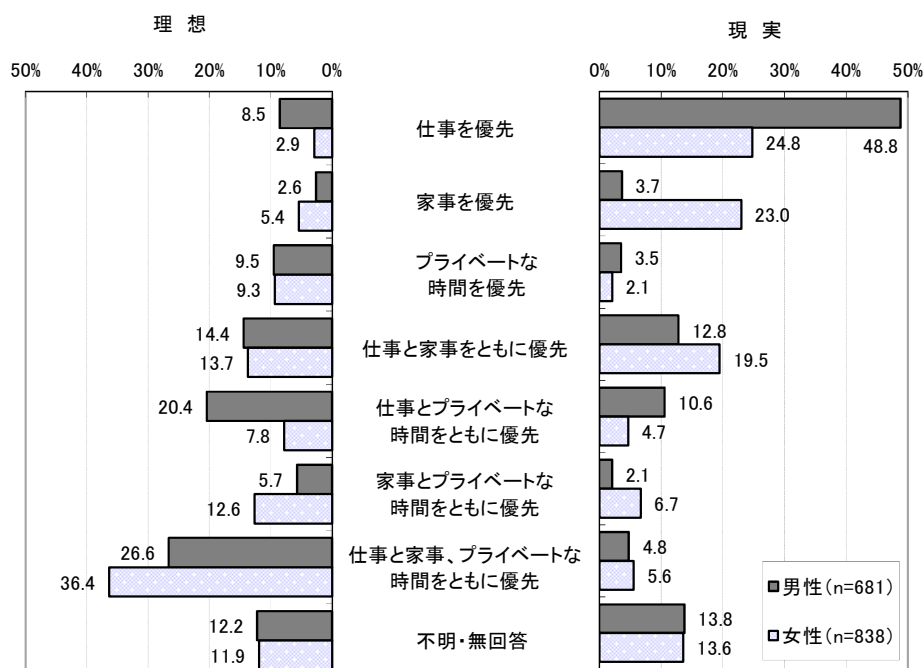
まず、働く場において、男女がともに対等なパートナーとして能力を発揮していくためには、採用する企業側に、雇用形態や職業選択等における男女平等な労働観が浸透していることが大切です。また、女性がいつまでも自らの能力の向上や活躍をめざすことができるよう、再就職に対する支援を行うとともに、女性自身のエンパワーメントを推進し、女性の幅広い分野への進出を支援していくことが重要となっています。

さらに、働く男女に向けた子育て支援の充実や職場への理解の浸透など、周囲の環境を整備していくとともに、家庭内における意識啓発を進め、男女がともに助け合って、仕事と家庭生活を両立していけるよう支援することが求められています。

このような現状や課題に対して、取り組む施策は以下の3つです。

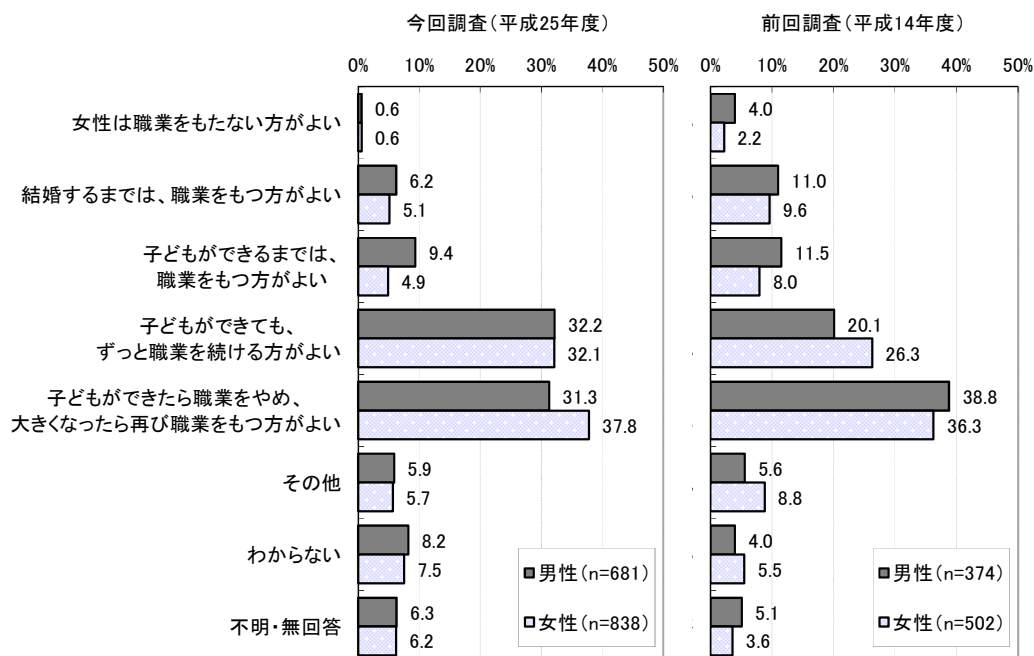
- (1) 女性の能力や活力を引き出す機会の確保
- (2) 仕事と生活の調和の推進
- (3) 男性の家事・育児・介護などへの参加促進

■日常生活における、仕事・家事(育児含む)・プライベートな時間(趣味や地域活動など)のバランスの優先度について、あなたのお考えに最も近いものをお答えください。(平成 25 年度市民意識調査)



・男女ともに仕事と家事、プライベートな時間をともに優先したいという理想をもちながら、現実では男性は仕事、女性は仕事もしくは家事を優先している

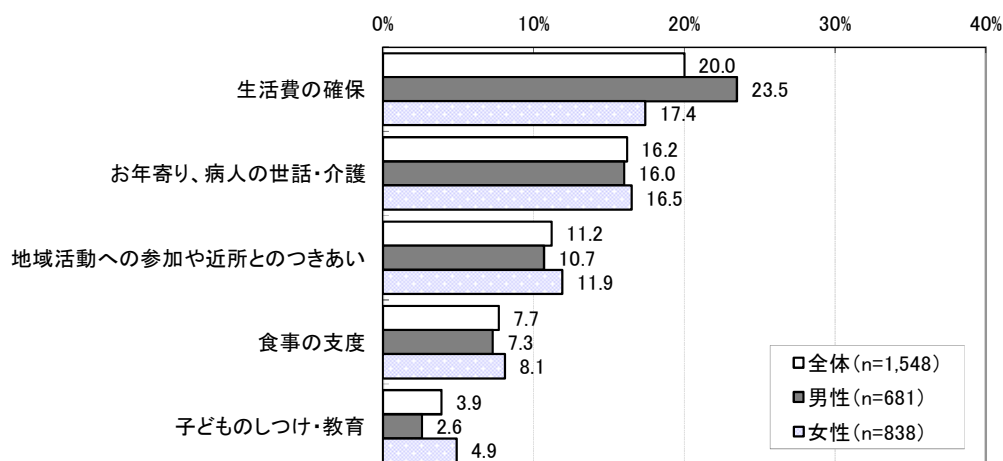
■女性が職業をもつことについて、あなたはどのようにお考えですか。(平成 25 年度、平成 14 年度市民意識調査)



・女性の職業観では、子どもができたらか仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつという、再就職型が多くなっているものの前回調査と比較すると、子どもができてずっと職業を続ける、という就労継続型が増加してきている

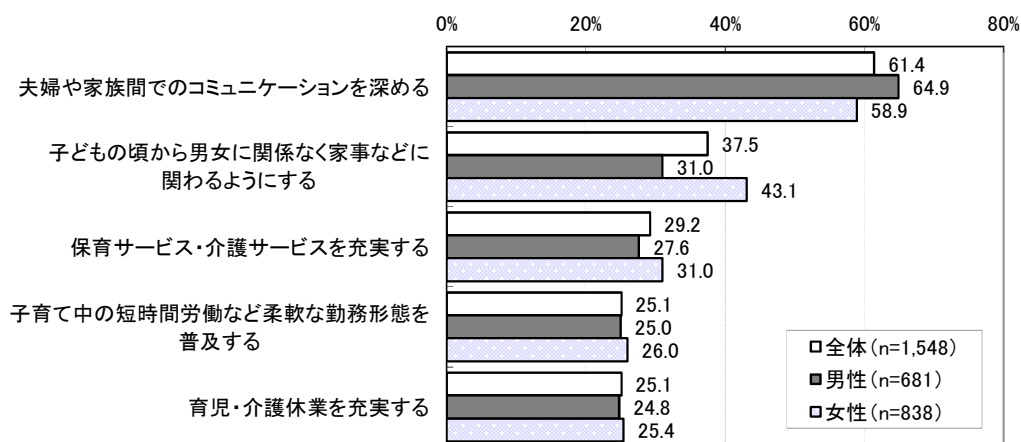
■あなたにとって負担であり、家族の協力や手助けが必要と感じている家庭内の役割はどれですか。

～全体の上位5位～（平成 25 年度市民意識調査）



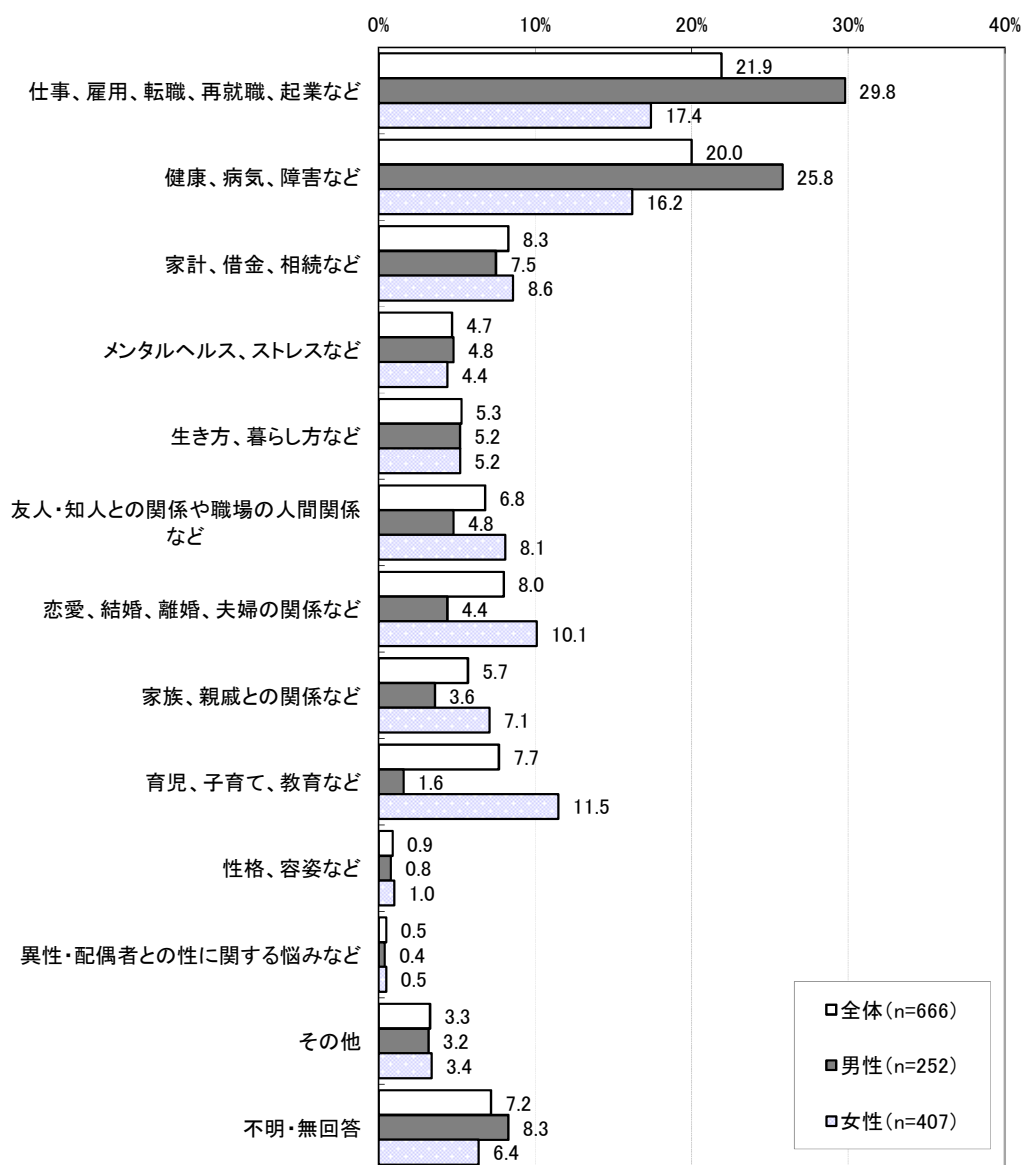
- ・男女ともに生活費の確保について家族の協力や手助けが必要と感じており、女性に比べ男性の割合が高い
- ・介護や地域活動、食事の支度等については、男女で大きな差がないが、子どものしつけ・教育ではやや女性で手助けを必要と感じている割合が高い

■男女がともに、仕事・家事・プライベートな時間を大切にしたいためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。～全体の上位5位～（平成 25 年度市民意識調査）



- ・ワーク・ライフ・バランスを実現するために夫婦や家族間でのコミュニケーションを深めることが必要とされている

■相談したいと思った最も大きな悩みや困りごとは何ですか。(平成 25 年度市民意識調査)



- ・男女ともに仕事や健康に関する悩みが多いが、男性は女性に比べて割合が高い
- ・女性では男性に比べて友人や家族等の人間関係、育児について割合が高い

(1) 女性の能力や活力を引き出す機会の確保

No	具体的施策	内 容	主な担当課
23	女性リーダーを育成するため、講座・研修等の開催	○公民館やふれあいセンター等における地域リーダーの育成を目的とする講座等の開催を行います。 ○女性リーダーの育成に向けた講座および政治や経済等への女性の参画を進める講座等の開催を行います。	人権施策課 社会教育課
24	若年層のキャリア教育や女性のエンパワメントについての広報・情報提供	○中学校におけるキャリア形成のための事業を実施します。 ○女性のエンパワメントに関する講座等の開催を検討するとともに、県事業の情報提供を行います。 ○広報紙やホームページによる女性のエンパワメントに関する広報・啓発、情報提供を行います。	人権施策課 商工振興課 社会教育課
25	女性団体の育成や活動支援の促進	○桜井市男女共同参画推進ネットワーク会議の活動支援を行います。 ○女性団体の育成や活動支援を行います。 ○広域的な地域間交流により、男女共同参画に基づく幅広い活動と広い視野が養えるよう女性団体の交流やネットワークづくりを支援します。	人権施策課 市民協働課

(2) 仕事と生活の調和の推進

No	具体的施策	内 容	主な担当課
26	男女雇用機会均等法などの周知	○「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」などについて周知と啓発を図ります。	商工振興課
27	労働相談、就労相談など各種相談窓口の情報提供	○労働相談に対し、相談窓口の情報提供に努めるとともに労働基準監督署などの関係機関との連携を密にします。	商工振興課
28	女性の就労や再就職を支援するための情報提供	○県やハローワーク等と連携し、就業に関する意識の向上や知識・技能の習得など、女性の職業能力の開発を支援します。	商工振興課
29	パートタイム労働者などに対する雇用の安定と保障のための情報提供	○パートタイム労働者、契約社員および派遣労働者などの適切な処遇・労働条件の改善に向けて、県やハローワーク等の啓発物を中心とした法制度の情報提供に努めます。	商工振興課

No	具体的施策	内 容	主な担当課
30	経営能力や技術向上のための情報や学習機会の提供	○女性が農業や自営業などの担い手として能力を発揮できるよう、商工会等の関係機関と連携し、情報提供や学習機会の提供に努めます。 ○人材育成や情報、学習機会の提供に努め、起業やスキルアップなどにつながるよう、女性のチャレンジ支援を進めます。	人権施策課 商工振興課
31	就業条件と環境整備の働きかけ	○働く男女が安心して、育児・介護を行うことができるように、関係機関と連携して、育児・介護休業制度の普及啓発に努めます。 ○多様な労働形態について理解を深められるよう、商工会などに対し、全国や県内の優良な事例を紹介する、啓発活動を行います。 ○農協や商工会などとの連携により、農業や商工自営業に従事する人の労働条件の改善に向けた啓発を推進します。	人権施策課 児童福祉課 商工振興課 農林課

(3) 男性の家事・育児・介護などへの参加促進

No	具体的施策	内 容	主な担当課
32	家庭生活への男女共同参画の促進	○男女が協力して家事・育児等を担うための啓発を促進します。 ○子育てや介護の社会的役割の重要性を浸透させるため、育児休業や介護休業などの各種制度の男性の利用について、企業に対して啓発を推進します。 ○長時間労働などの働き方の見直しや、仕事も家庭も充実できる職場環境づくりについて、商工会等の関係機関と連携しながら、企業向け人権啓発パンフレット等を活用し事業者への啓発を推進します。	人権施策課 児童福祉課 商工振興課
33	男性の意識の变革と生活自立	○男性の家庭生活への参画促進のための学習機会の提供を行います。 ○就労する保護者が参加しやすい日時など工夫して、パパママ教室や家庭教育学級等の家族が協力して子育てを行うための学習機会を提供します。	人権施策課 児童福祉課 社会教育課

基本目標3 誰もが安全にいきいきと暮らせる社会づくり

男女共同参画社会の基本は人権の尊重であり、誰もが生まれながらにもっている人間としての権利は、性別を問わず、尊重されなければなりません。

しかし、配偶者やパートナーからの暴力や職場等でのセクシュアル・ハラスメントなどのさまざまな暴力により、人権を侵害する行為が後を絶たず、女性のみならず男性の被害も少なくない状況です。しかしながら、暴力に直接関わりのない人にとっては、個人や家庭内などの限られたなかでの問題であると考えられがちであると同時に、被害者自身も社会的な体裁を気にしたり、この程度ならと考えてしまい、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。このことは、男女共同参画社会の実現を阻害する重大な問題であり、根絶に向けて取り組むことは喫緊の課題です。

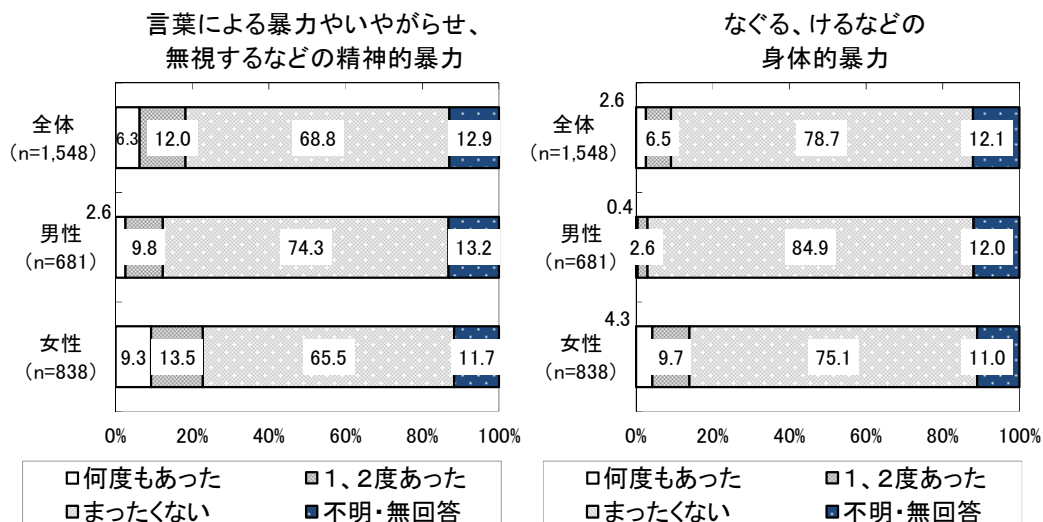
そのため、男女間のあらゆる暴力の防止について認識を深める教育・啓発を行うとともに、男女共同参画の視点に立ち、相談体制の充実と被害者が安心して自立した生活をおくることができるよう関係機関と連携した効果的な支援が必要となります。

また、誰もが安心して地域で暮らせる環境づくりに向け、あらゆる女性、男性がともに家庭生活、地域生活をおくることができるよう、社会的支援の充実と環境整備を進める必要があります。特に、孤立しがちな子育て家庭やひとり親家庭で経済的に厳しい状況にある家庭、高齢者、障害のある人など、日常生活において特別な支援が必要な人がいきいきと安心して社会と関わりをもちながら暮らすことができるよう、環境整備や自立支援を促進するとともに、社会を構成する一員として、まちづくりに参画できる機会を拡大していく必要があります。

このような現状や課題に対して、取り組む施策は以下の4つです。

- (1) 男女間の暴力の根絶をめざす仕組みづくり
- (2) 子育て環境の整備、充実
- (3) ひとり親家庭への支援の充実
- (4) 高齢者等に対する介護サービスの充実や社会参画の促進

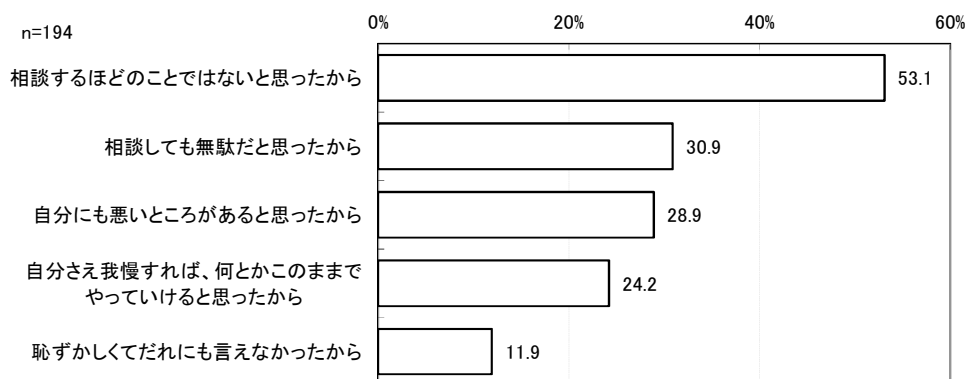
■配偶者や交際相手から暴力を受けたことがありますか。(平成 25 年度市民意識調査)



・暴力による被害は、精神的暴力、身体的暴力が多く、男性に比べ女性の被害経験が目立っている

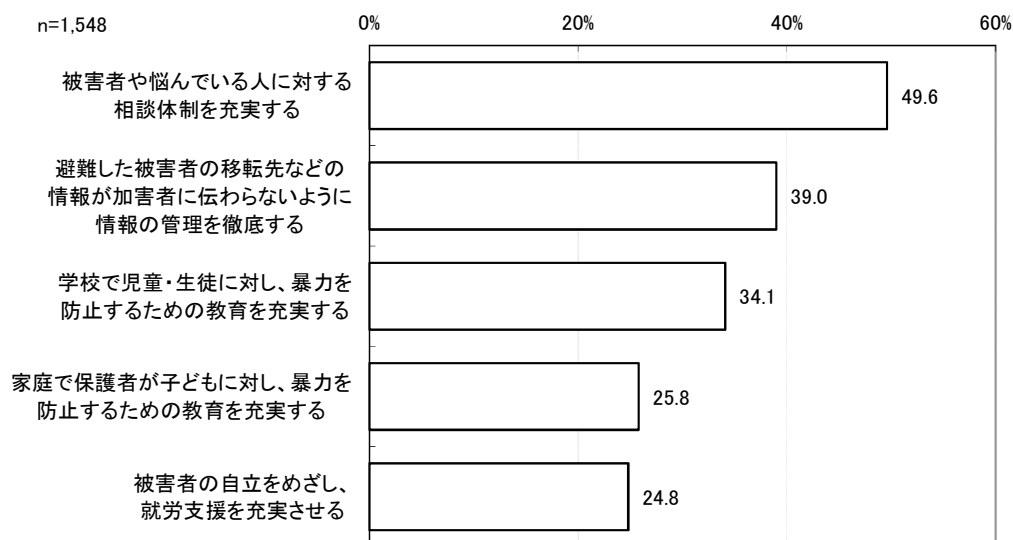
■暴力被害の経験がある人で、相談したかったができなかった・しよと思わなかった理由はなんですか。

～上位5位～(平成 25 年度市民意識調査)



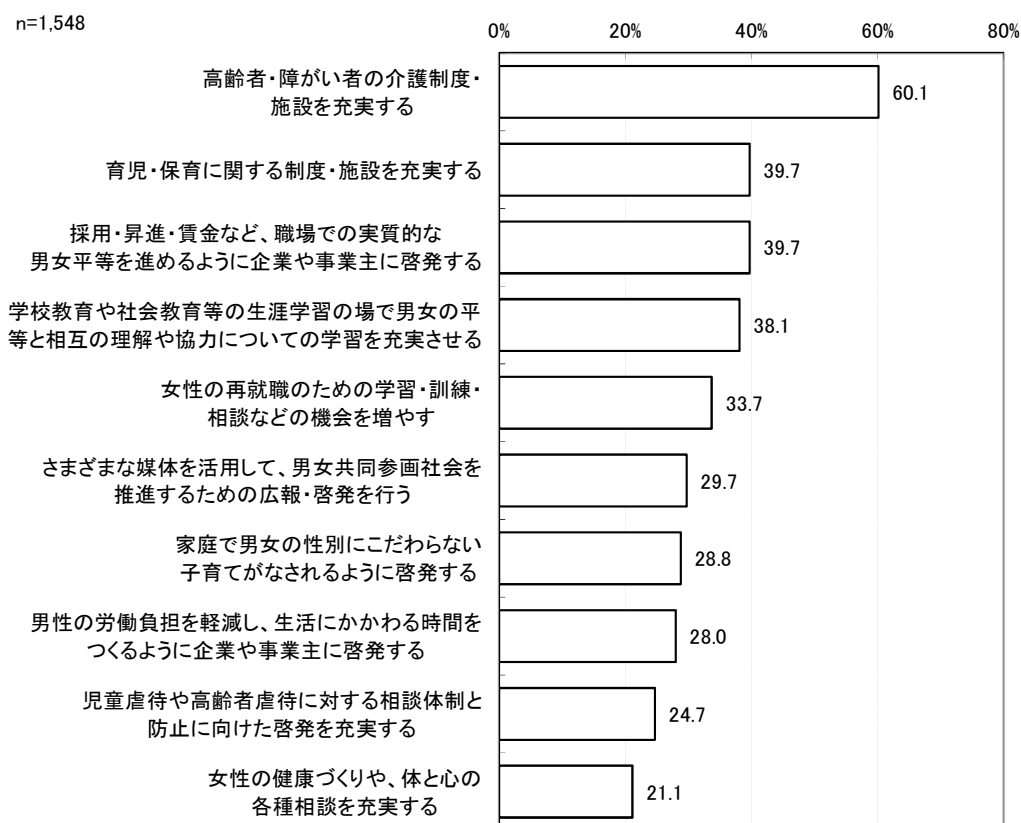
・相談するほどのことではない、無駄であると、相談をためらう人が多くなっている

■配偶者や交際相手などからの暴力の防止や被害者支援のために必要と思うことは何ですか。～上位5位～
(平成 25 年度市民意識調査)



・相談体制の充実が最も重視されており、相談後の情報管理の徹底、学校や家庭での教育といった支援体制も求められている

■男性も女性もともに自分らしく暮らすことができる桜井市となるために、行政が重点的に取り組む必要があると思うものは何ですか。～上位 10 位～(平成 25 年度市民意識調査)



・高齢者、障害者、子どもなどの福祉行政の取り組みの充実が特に求められている

(1) 男女間の暴力の根絶をめざす仕組みづくり

No	具体的施策	内 容	主な担当課
34	男女間のあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成	○「女性に対する暴力をなくす運動期間」を利用した啓発活動を展開します。 ○広報やホームページによる、人権侵害である DV についての啓発を図ります。 ○DV・デートDVに関する講座・講演会等を開催します。	人権施策課 児童福祉課 学校教育課
35	DV 被害者に対する相談業務等の充実	○チラシやカードを通し、奈良県配偶者暴力相談支援センター（奈良県中央こども家庭相談センター）等の相談窓口の周知に努めます。 ○研修による相談員の知識・技術の向上を図ります。 ○被害者・加害者の置かれている状況や背景を理解しながら適切な対応ができるよう、庁内関係部署や家庭児童相談員における支援にかかる連携強化と情報管理を徹底します。 ○県や警察等、庁外関係機関と連携した相談支援の充実に努めます。	人権施策課 市民課 健康推進課 児童福祉課 学校教育課
36	DV被害者に関する個人情報の管理	○相談員等に対して、個人情報の保護及びプライバシーへの配慮並びに不適切な対応によるさらなる被害（二次的被害）防止等、DV被害者の立場に立った支援を行えるよう、研修会等の場を積極的に活用して理解を促進します。	人権施策課 市民課 健康推進課 児童福祉課 学校教育課
37	DV 被害者の自立に向けた支援の拡充	○相談員による女性電話相談を実施します。 ○日常生活、就業、住居等についての各種制度の情報提供と活用援助を行います。 ○関係市町村との連絡調整機能の強化を図ります。 ○県、児童相談所、警察など関係機関との連携により被害者保護体制を確立します。 ○DVがある家庭の子どもの安全確保、転校支援を行います。	人権施策課 市民課 児童福祉課 学校教育課
38	セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	○「桜井市企業内人権教育推進協議会」において企業に対するセクシュアル・ハラスメント防止の取り組みを呼びかけます。 ○女性電話相談など、セクシュアル・ハラスメントに関する相談体制の充実を図ります。 ○職員に対しては「セクシュアル・ハラスメント防止指針」に基づき、啓発するとともに相談支援を行います。	人権施策課 人事課 商工振興課 学校教育課

(2) 子育て環境の整備、充実

No	具体的施策	内 容	主な担当課
39	子育てを支援する環境の整備	○公共施設などにおいて、妊婦や乳幼児が快適に利用できるよう環境の整備を推進し、安心して子どもを育てる環境・体制づくりを行います。	総務課 営繕課
40	子育て支援活動の充実	○身近な地域で安心して子育てができるよう、育児相談や子育て講座を開催します。 ○子育てサークルが自立した活動ができるよう、サークル同士のネットワークづくりや運営・活動への支援を図ります。 ○子育て不安など、子どもや家庭に関する相談に対応するとともに、虐待などに関しては、関係機関や地域サポートの連携のもと実態把握や未然防止、支援の充実に努めます。 ○発達に関する相談や療育教室等の支援体制の充実に努めるとともに、関係機関の連携強化を図ります。 ○一時預かりやファミリーサポートセンターの整備を図ります。 ○地域の人材を積極的に活用し、地域全体で子育てを支援するために、ボランティアの発掘・育成に努めます。	児童福祉課 健康推進課
41	多様な保育サービスの充実	○子ども・子育て支援事業計画に基づき、乳児保育、一時保育、延長保育や、休日保育、病児・病後児保育など、保護者の就労形態や地域の子育てニーズに応じた多様な保育サービスを充実します。 ○子育て中の親が身近なところで相談を受け、情報が得られるよう、関係機関と連携した総合的な子育て支援ネットワークの確立を図ります。 ○親子が交流できる場（地域子育て支援拠点等）の充実や相談員の確保に努め、子育ての悩みから日常生活の悩みまで、気兼ねなく相談できる体制づくりに努めます。 ○県の人材バンクを活用し保育士等を確保するとともに、教育・保育の質を向上するための研修を充実します。	児童福祉課 学校教育課

(3) ひとり親家庭への支援の充実

No	具体的施策	内 容	主な担当課
42	ひとり親家庭への相談支援の充実	○ひとり親家庭の子育て等における不安や負担を軽減するための相談機能の強化や経済的・社会的自立の支援を行います。 ○ひとり親家庭等が、疾病等により一時的に日常生活に支障が生じた場合に、家事や保育等の支援を行います。	社会福祉課 児童福祉課 健康推進課 保険医療課
43	ひとり親家庭の自立促進	○ひとり親家庭等の自立のために、ハローワーク等と連携して就職のための技能習得講座や相談を行うとともに、資格取得にかかる給付金等の支援を行います。	児童福祉課

(4) 高齢者等に対する介護サービスの充実や社会参画の促進

No	具体的施策	内 容	主な担当課
44	高齢者・障害者の社会参画に対する支援	○高齢化社会において高齢期の男女の自立した生活や社会参画を進めるための学習機会や健康教室等の充実を図ります。 ○地域における高齢者の生活支援強化が求められており、シルバー人材センターや老人クラブの役割が高まっていることから、働く意欲のある高齢者の社会参加を促進し、会員の拡大を図ります。 ○障害者が地域で生活し、あらゆる分野で社会参画できるような体制の充実を図ります。 ○ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携した障害者の就労支援を行います。	社会福祉課 高齢福祉課
45	高齢者・障害福祉サービスの充実	○介護保険サービスや障害福祉サービス等の提供による地域での自立した生活を支援します。 ○各種サービスや事業の情報提供、利用促進、相談体制の充実による介護家族の負担軽減を図ります。 ○家庭で介護・介助に携わる人を支援するための学習機会の提供や人材育成の推進に努めます。	社会福祉課 高齢福祉課
46	家族の在宅介護の負担の軽減	○家族介護者の介護の負担軽減を図るため、介護保険サービスや障害福祉サービス等を周知し、その活用の促進に努めます。	社会福祉課 高齢福祉課
47	介護保険サービスなどの質の向上	○一人ひとりの健康状態や生活にあった介護保険サービスや障害福祉サービス等が提供できるよう、支援にかかわる人材の研修や情報共有を通じて質の向上をめざします。	社会福祉課 高齢福祉課
48	介護・介助に関する情報や学習機会の提供	○介護・介助における必要な知識・技能を習得して家庭生活に参加できるよう、能力養成のための講座の開催や情報提供を行います。	社会福祉課 高齢福祉課

第4章 計画の推進

1. 推進体制の整備

男女共同参画社会の形成に関する課題は広範囲にわたっており、あらゆる行政分野に直接的・間接的に関わっています。本計画を効果的に推進するためには、各分野の施策を相互に関連させ、課題解決に向けて総合的に取り組んでいくことが重要です。

桜井市人権政策推進本部（男女共同参画部会）において、庁内のさまざまな分野の施策が男女共同参画社会づくりに配慮して実施されるように、連携・調整を図ります。

また、市職員が男女共同参画意識をもって、施策の推進や広報活動等を行っていくため、職員研修の充実を図ります。

2. 協働による取り組みの推進

施策の推進にあたっては行政だけでなく、市民、事業者、地域団体等がそれぞれの立場でその目的を理解し、主体的な取り組みを展開することが必要です。

効果的な施策の推進を図るため、桜井市人権審議会や桜井市男女共同参画推進ネットワーク会議をはじめ、男女共同参画社会の実現に向けて活動する団体や市民との連携を深め、市民と行政が一体となって計画を推進します。

3. 国・県等関係機関との連携

男女共同参画に関する施策の一層の推進を図るため、国や県の計画や方針について積極的な情報収集に努め、整合性に配慮しながら施策へ反映させることが必要です。

男女共同参画社会の形成に向け、情報交換や交流を通じ、国、奈良県、他市町村や事業主および学校等さまざまな分野・機関との連携に努めます。

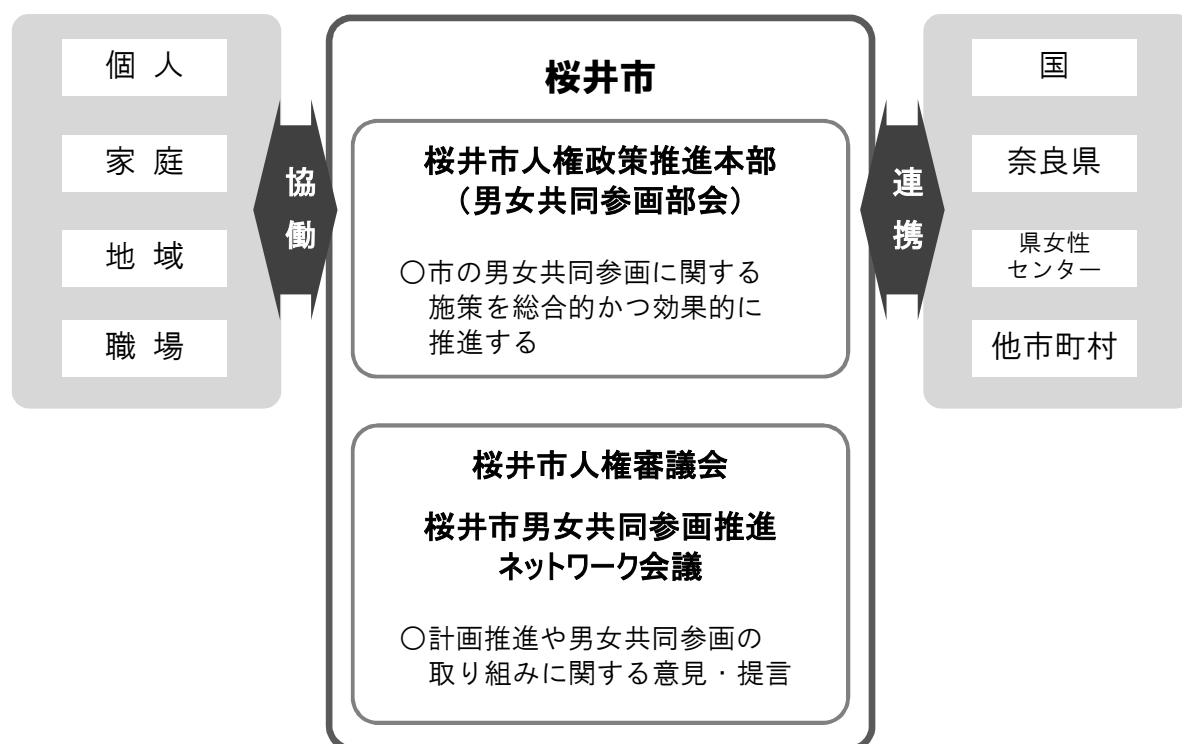
4. 計画の進行管理および評価

計画の進捗状況については、事業の実施状況や活動指標の達成状況を毎年度調査し、桜井市人権政策推進本部（男女共同参画部会）において点検・評価し進行管理を行うとともに、桜井市人権審議会や桜井市男女共同参画推進ネットワーク会議に報告します。

また、計画の中間年度および最終年度には成果指標の達成状況についても調査し、施策の効果を確認することで計画全体の評価を行い、桜井市人権審議会や桜井市男女共同参画推進ネットワーク会議において報告し、計画の改善・見直しを図ります。

なお、点検にあたっては、基本目標達成に向けて重要度の高い分野を重点的に行うものとし、また、他の部門別計画の進行管理に委ねられる分野については、男女共同参画の視点で点検を行います。

■プランの推進体制



資料編

用語の解説

あ 行

■育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

（育児・介護休業法）

1992（平成4）年に施行された育児休業に関する法律（育児休業法）により、育児休業制度は創設された。その後、1999（平成11）年に介護休業部分が付加され、育児・介護休業法となる。

育児・介護休業法は、育児または家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、あわせて我が国の経済および社会の発展に資することを目的としている。

また、次世代育成支援を進めていく上でも大きな課題となっている、育児や介護を行う労働者の仕事と家庭との両立をより一層推進するために、育児・介護休業法が改正された。（改正法の施行は2005（平成17）年4月1日から）

■NPO

Non-Profit Organization の略。民間非営利組織等と訳され、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、男女共同参画等、多様な分野における自主的・自発的な社会活動を行う団体のこと。1998（平成10）年3月に成立した「特定非営利活動促進法（NPO法）」は、法人格を取得し、社会的信用を高めることを目的としてNPOを支援・育成していくためのもので、宗教や政治活動を主な目的としないという前提で、公益のために活動することをNPO法人の要件としている。

■M字カーブ

女性の年齢別就労率をグラフにすると、学校卒業後と子育て終了後を二つの山として、その間の子育て期が谷のようになって、ちょうどMの字のような形になっていることをいい、結婚・出産を契機に退職、子育て後に再就職する女性が多いことを示している。

諸外国に比べ日本の女性に顕著な傾向で、その背景には育児を女性の仕事とする固定的な性別役割分担意識の強さ、仕事偏重になっている男性の働き方、両立を支援する社会システムづくりの遅れ等が指摘され、少子化や男女の賃金格差を生み出す要因ともいわれている。

■エンパワーメント

「em+power」で「パワーを与える」という意味になり、男女共同参画の分野では女性が自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場等、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、およびそうした力をもった主体的な存在となり、力を発揮し行動していくことをいう。

か 行

■固定的な性別役割分担

男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例。

■雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）

就労の場で働く女性が男性と均等に機会や待遇が確保されること等を目的として 1986(昭和 61)年から施行された。

1997（平成 9）年の改正で、募集・採用、配置・昇進、教育訓練、退職・解雇等における差別禁止や母性健康管理規定が義務規定となったほか、「女性（男性）のみ」採用も原則禁止となり、男女平等がより徹底されるとともに、セクシュアル・ハラスメントやポジティブ・アクションについての規定も設けられた。

さ 行

■参画

施策や事業の立案、実施、評価および見直しまで、積極的に加わること。

■仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

■少子高齢化

出生率の低下により子どもの数が減ると同時に、平均寿命の伸びたことによって、人口全体に占める子どもの割合が低下し、65 歳以上の高齢者の割合が高まることをいう。先進諸国共通の現象である。

■セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせ。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、人目にふれる場所へのわいせつな写真やポスターの掲示などが含まれる。立場を利用したり、性差別の上に成り立っていたりすることが多く、特に雇用の場で問題となっている。

た 行

■デートDV

交際相手からの身体的もしくは精神的、性的、経済的な暴力。

■DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者やパートナーなど親密な関係にある者（過去にそのような間柄にあった者も含む）からの暴力。身体的、心理的、性的、社会的、経済的など、暴力にはさまざまな形がある。

なぐる・蹴るなどの身体的暴力のみならず、威嚇する、無視するなどにより、心理的苦痛を与える精神的な暴力や性的行為を強要するなどの性的暴力等があげられる。暴力の防止および被害者の保護・支援を目的として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV 防止法）が2001（平成13）年に施行され、2013（平成25）年の改正により、同居する交際相手からの暴力被害者についても保護体制が整備された。

は 行

■配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力に関する相談のほか、緊急の場合の被害者の一時保護やその後の自立支援などの機能を有する機関。都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしている。また、市町村も自らが設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすよう努める。配偶者暴力相談支援センターでは、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護を図るため、

- ・相談や相談機関の紹介
- ・カウンセリング
- ・被害者および同伴者の緊急時における安全の確保および一時保護
- ・自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助
- ・被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助
- ・保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助

を行う。

■ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。

積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。

ま 行

■メディア・リテラシー

メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。具体的には、メディア内容を視聴者や読者が無批判に受け入れるのではなく、主体的かつ客観的に解釈し、選択し、使いこなす能力のことをいう。

ら 行

■ライフステージ

出生から、学校卒業、就職、結婚、出産、子育て、リタイア等の人生の節目によって変わる生活（ライフサイクル）に着目した区分。

プラン策定経過

年	月 日	内 容
平成 25 年度	11月7日	桜井市男女共同参画推進ネットワーク会議 第4回運営委員会 ・第2次さくらい男女共同参画プラン21策定にあたって ・市民意識調査 調査票について
	12月2日～ 12月16日	プラン策定にかかる市民意識調査の実施
	1月30日	桜井市男女共同参画推進ネットワーク会議 第5回運営委員会 ・市民意識調査の速報報告
	3月19日	桜井市男女共同参画推進ネットワーク会議 研修会 ・市民意識調査報告書の報告
平成 26 年度	6月2日	桜井市人権審議会 ・市民意識調査報告書の報告、第2次さくら男女共同参画プラン21策定の方針・策定スケジュールの審議
	7月10日	桜井市男女共同参画推進ネットワーク会議 第2回運営委員会 ・第2次さくらい男女共同参画プラン21（骨子案）の検討
	8月	プラン策定にかかる団体調査の実施
	8月19日～ 8月20日	「さくらい男女共同参画プラン」について庁内からの進捗状況確認、意見聴取
	11月26日	桜井市人権政策推進本部男女共同参画部会 ・第2次さくらい男女共同参画プラン21（素案）の検討
	12月9日	桜井市男女共同参画推進ネットワーク会議 第3回運営委員会 ・第2次さくらい男女共同参画プラン21（素案）の検討
	2月2日～ 2月17日	パブリックコメントの実施
	2月24日	桜井市人権審議会 ・第2次さくらい男女共同参画プラン21の内容審議・承認
	2月27日	桜井市男女共同参画推進ネットワーク会議 研修会 ・パブリックコメントの報告、プラン具現化に向け暮らしの中での現状と課題について意見交換

桜井市人権審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

氏 名	所属名	備 考
西 忠 吉	桜井市議会議員	
藤 井 孝 博	桜井市議会議員	
工 藤 行 義	桜井市議会議員	
新 井 博 子	森林インストラクター	
井 前 裕紀子	部落解放同盟桜井市支部協議会女性部代表	
上 田 陽 一	桜井市立桜井中学校校長	
大 西 正 子	桜井宇陀人権擁護委員協議会桜井部会部会長	平成26.6～26.7
奥 田 勝 彦	桜井市立城島小学校校長	
河 合 淳 好	桜井市自治連合会会長	
河 村 喜太郎	飛鳥学院理事長	
小 西 笙 子	桜井市生活学校代表	
高 瀬 一 代	桜井市手をつなぐ育成会会長	
◎福 本 哲 恵	桜井宇陀人権擁護委員協議会桜井部会部会長	平成26.8～
松 井 文 代	桜井地区更生保護女性会会長	
山 口 孟	部落解放同盟桜井市支部協議会代表	
山 本 一 昭	奈良地方法務局桜井支局長	

◎会長

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正:平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第1章 総則(第1条―第 12 条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第 13 条―第 20 条)

第3章 男女共同参画会議(第 21 条―第 28 条)
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対

等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による

差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第3項に規定する事項を処理すること。
二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総

理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の5未満であってはならない。
3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の4未満であってはならない。
4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第1項第二号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則(平成 11 年6月 23 日法律第 78 号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。
(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則(平成 11 年7月 16 日法律第 102 号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 88 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成 13 年1月6日)

一 略

二 附則第 10 条第1項及び第5項、第 14 条第3項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成 13 年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号
最終改正:平成 25 年 7 月 3 日法律第 72 号

第1章 総則(第1条・第2条)

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等
(第2条の2・第2条の3)

第2章 配偶者暴力相談支援センター等(第3条—第5条)

第3章 被害者の保護(第6条—第9条の2)

第4章 保護命令(第10条—第22条)

第5章 雑則(第23条—第28条)

第5章の2 補則(第28条の2)

第6章 罰則(第29条・第30条)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者

であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦

情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対し

て次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後 10 時から午前 6 時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第 1 項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第 12 条第 1 項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第 1 項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が 15 歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第 1 項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第 12 条第 1 項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配

偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第 1 項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の 15 歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が 15 歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第 11 条 前条第 1 項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第 1 項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第 12 条 第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第 10 条第 3 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第 10 条第 4 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認

めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の

期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場

合について準用する。

(保護命令の取消し)

第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第 10 条第 1 項第一号又は第 2 項から第 4 項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して 3 月を経過した後において、同条第 1 項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して 2 週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第 6 項の規定は、第 10 条第 1 項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第 15 条第 3 項及び前条第 7 項の規定は、前 2 項の場合について準用する。

(第 10 条第 1 項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第 18 条 第 10 条第 1 項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して 2 月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第 12 条の規定の適用については、同条第 1 項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同条第 2 項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第 19 条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の

交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第 20 条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第 12 条第 2 項(第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第 21 条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第 22 条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第 5 章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第 23 条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調

査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その 10 分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の 10 分の5以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第 28 条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者

から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。は、なお従前の例による。

第2条	被害者	被害者(第 28 条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第 10 条第1項から第 4 項まで、第 11 条第 2 項第二号、第 12 条第1項第一号から第四号まで及び第 18 条第1項	配偶者	第 28 条の2に規定する関係にある相手
第 10 条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第 28 条の2に規定する関係を解消した場合

(以下略)

奈良県男女共同参画推進条例

平成13年7月1日
奈良県条例第5号

目次
前文

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第九条―第十八条)

第三章 奈良県男女共同参画審議会(第十九条)

附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、奈良県では、奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例(平成九年三月奈良県条例第二十四号)を制定するなど、差別のない、人権が尊重される社会を目指してきた。男女平等の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸として、国際的な連帯により積極的に展開されてきた。しかし、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会における制度又は慣行が依然として存在し、男女平等の実現には多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急速な変化に対応するため、男女があらゆる分野において個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が、重要かつ緊急な課題となっている。

このような、状況にかんがみ、奈良県は、性別にかかわらず、一人一人が人権を尊重し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指すものである。

ここに、私たちは、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の趣旨を踏まえ、男女共同参画の推進に関し基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって県、県民及び事業者の男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動その他の活動に共にかかわることができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、当該取組を勘案して推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有

する。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の推進に当たっては国、市町村、県民及び事業者と協力して取り組むとともに、男女共同参画を推進するための体制を整備するよう努めなければならない。

（県民の責務）

第五条 県民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し男女が共同して参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立できるよう就業環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（性別による人権侵害）

第七条 何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えること又は性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害することをいう。以下同じ。)並びに配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び配偶者であった者に対する暴力的行為(身体的又は精神的に著しい苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)を行ってはならない。

（市町村長との協力）

第八条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施について、市町村長の協力が必要であると認めるときは、その協力を求め、又は市町村長から協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（男女共同参画計画）

第九条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推

進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、奈良県男女共同参画審議会に意見を聴かなければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

（県民の理解を深めるための措置）

第十一条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（家庭生活における活動とその他の活動との両立支援）

第十二条 県は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立できるように、男女共同参画を推進するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

（教育における男女共同参画の推進）

第十三条 県は、学校教育及び社会教育の場において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

（性別による人権侵害の防止に関する取組）

第十四条 県は、セクシュアル・ハラスメント及び男女間の暴力的行為の防止に関する取組を行うよう努めるものとする。

（苦情及び相談の処理）

第十五条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 県は、関係行政機関と連携を図りつつ協力して、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する相談の処理に努めるものとする。

（調査研究）

第十六条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

（民間の団体の活動に対する情報提供等）

第十七条 県は、民間の団体が行う男女共同参

画に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の推進状況の公表)

第十八条 知事は、毎年一回、男女共同参画計画に基づく施策の推進状況を公表するものとする。

第三章 奈良県男女共同参画審議会

第十九条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理させるほか、男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に建議することとさせるため、奈良県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員十五人以内で組織する。

3 委員は、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。

5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第二項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第2次さくrai男女共同参画プラン21

発行年月：平成 27 年3月

発行：桜井市 人権施策課

〒633－8585 奈良県桜井市大字栗殿 432 番地の1

TEL： 0744-42-9111(内線 564) FAX： 0744-46-1782